

平成25年9月中川村議会定例会議事日程(2)

平成25年9月11日(水) 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

3番 小池 厚

- (1) リニア中央新幹線建設に伴う、広域での基盤整備の計画及び見通しについて
- (2) 坂戸橋周辺整備の進捗状況と今後の計画について

6番 大原 孝 芳

- (1) 国の社会保障改革の村への影響について
- (2) メガソーラーの環境への影響をどのように考えますか
- (3) 松江市「はだしのゲン」閲覧制限について

2番 高橋 昭 夫

- (1) 未来への森林育成と保護について
- (2) ふるさと創生と「中川どんちゃん祭り」について

1番 中塚 礼次郎

- (1) 高齢移動弱者のためのタクシー代補助制度の早期創設について
- (2) 村営巡回バスチャオ発着拠点の冬期・夏期の待合場所の改善対策について

出席議員(9名)

- 1番 中塚 礼次郎
- 2番 高橋 昭 夫
- 3番 小池 厚
- 4番 山崎 啓 造
- 5番 村田 豊
- 6番 大原 孝 芳
- 7番 湯澤 賢 一
- 9番 竹 沢 久美子
- 10番 松 村 隆 一

説明のために参加した者

村長	曾 我 逸 郎	副村長	河 崎 誠
教育長	松 村 正 明	総務課長	宮 下 健 彦
会計管理者	宮 澤 学	住民税務課長	米 山 恒 由
保健福祉課長	玉 垣 章 司	振興課長	福 島 喜 弘
建設水道課長	米 山 正 克	教育次長	座光寺 悟 司

職務のために参加した者

議会事務局長 中 平 千賀夫  
書 記 松 村 順 子

# 平成25年9月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成25年9月11日 午前9時00分 開議

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は9人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

3番 小池厚議員。

○3番 (小池 厚) 私は、お手元にお渡ししてございます、最初に、まず、リニア中央新幹線建設に伴う広域での基盤整備の計画及び見通しについて、2つ目には、坂戸橋周辺の整備の進捗状況と今後の計画について、この2つについて、村の考え、また、計画等をお尋ねしたいと思います。

最初に、リニア中央新幹線建設に伴う広域での基盤整備の計画及び見通しについてでございます。

新聞報道でも言われておりますが、この9月末のJRからの環境影響評価準備書の発表を受けまして具体的な周辺整備を考えていかなければならない時期が来ていると思っておりますが、以下の点について村の考え方を聞きたいと思っております。

まず、最初にですが、先日、8月の19日に開催された長野県も加わった伊那谷自治体会議について、村長さん、きのう、8番議員のほうからも質問がございましたが、考え方を聞きしたいということで、よろしくお願ひします。

○村長 伊那谷自治体会議についてご質問をいただきました。

きのうもお話を、若干、触れたわけなんですけれども、正式にはリニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議という会議でございまして、このメンバーを申し上げますと、まず、阿部知事が顧問になっておられまして、飯田の市長さん、伊那の市長さん、駒ヶ根市長さん、3市長、伊那谷の3人の市長さん、それから、上伊那広域連合代表副広域連合長というお立場で辰野の町長さん、それから、南信州広域連合副広域連合長ということで下條村の村長さんがメンバーになっておられて、それから、上伊那、下伊那の地方事務所長さん、それから、伊那と飯田の建設事務所長さん、合計9名がメンバーとなっております。この8月19日の場合にはですね、下條の村長さんのかわりに喬木の村長さんが出席をされていたみたいですけども、いずれにせよ、そういう背景を背負った皆さん方で、伊那谷のリニアに伴う今後のことを考えていこうという集まりでございます。

そのときの新聞報道等々にもありましたけれども、いろんな問題点とか課題とかが

提起されて、きのうもお話が出ましたストロー効果のこととか、居住地域として発展する可能性があるんじゃないかとか、あるいは、観光面ではインバウンドのことなんかも可能性があるんじゃないかというふうなことが、その中でそれぞれの意見が出されたというふうに聞いております。

それぞれ個々のこともありますけども、大きく考えていって、伊那谷というものが上下伊那が一体となって地域の将来について考えていこうと、ビジョンをつくっていくというの、きのうも申し上げたとおり、伊那谷の上下伊那の一体化が進んでいくというようなことで、その中央に位置する中川村としましては、非常に望ましい方向性であるというふうに感じているところでございます。

ただ、どうしても、こういう会議が、きのうも申し上げたとおり、ポジティブなお話ばかりになってくるので、特に工事の現場、あるいは、その残土が廃棄されていく路線の周辺の住民の生活環境に対する配慮というふうなことも1つの大きなテーマとして考えていただく必要があるのかなというふうに思います。

ただ、これについては、伊那谷全域というよりも、そういう意味で、その工事のひざ元といいますか、そういうところと、ずりをもらって、それを活用してということだけを考えればいい自治体とでは、少し温度差があるかもしれないので、そのおひざ元の自治体での、こう、いろいろ、ネットワークといいますか、そういう連携というか、情報交換というか、そういうことも必要ではないかなというふうなことを感じております。

以上です。

○3番 (小池 厚) 2番目の質問を先に答えられてしまいましたけれども、実は、そうですね、新聞の発表によると、この南アルプスを貫くトンネルの工事残土が約950万㎡になるってということのようです。私、携わった川路の治水対策、あそこで盛られた土が450万㎡ということですので、約、その倍ということなんですが、たまたま、天竜峡の上流の、あそこの用地ですか、水害から被害をなくすためにってということで場上げをしたわけでございますけれども、いずれにしても、私としてはですね、このリニアは、いずれ通るだろうということに考えているわけですけども、だとすれば、この残土の受け入れですね、先ほど村長のほうからも話がありましたが、いかに、この上下伊那で有効に処理をするかということを考えていかなければいけないというふうに考えます。それについて、例えばですね、特に川の東側は、地形的にも、大分、沢筋が多くございます。そういった沢筋を埋めるとかいう、そういった考えを持ってですね、村として、一定程度、そういった土をですね、受け入れる用意はあるのか、村としての長としての考え方を聞きたいと思っております。

○村長 ずりといいますか残土の処理については、JRからの要請もありまして、県が各市町村をまとめる、窓口となって各市町村をまとめて調整をしていくというような体制になっています。先ほど申し上げました建設発生土活用に関するワーキンググループというのが、実は、これを中心に取り組んでいる会議かなというふうに思います。これは県の企画部の交通政策課リニア推進振興室っていうのが中心となりまして、上

伊那と飯伊と木曾と、それぞれでやっていると、上伊那につきましては、各市町村と上伊那広域連合、上伊那地方事務所、伊那建設事務所というのがメンバーになっているということでございます。

このリニア推進振興室のほうから市町村に向けてですね、その残土の受け入れの可能性についての打診といいますか、調査といいますか、そういったものがありました。それについて、実は、中川村では、数カ所、可能性があるかもしれないというふうな程度のところですけども、それについてお答えを、可能性を申し上げています。

ただし、これはですね、決して、そこを言ったからには絶対受け入れなくちゃいけないというもんでもないし、逆に、言ったから、そのずりが、そこに入ることが保証されるというもんでもなくて、県としては、一体全体、上伊那でどれぐらいの受け入れキャパシティがあるのかという、その総量をですね、ばくっと大づかみにしたいというような意図での調査ということで、供給を保障するものでもないし、受け入れも義務づけるものではないという形での、そういう全体量をばくっと、こう、感触をつかみたいので教えてほしいというような、そういうような問いかけの中でのお話でございます。ですので、そのためにはですね、いろいろ調整、地元の皆さん方と、実際には調整をしたりとかですね、ご意見を聞いたりとかいうふうなこともやっていく必要が、もし、本当にそういうことになってきた場合にはあるわけなんですけども、現在のところ、まだ、そこまで行っていなくて、考えられるかなあっているふうなところを幾つか挙げたというだけのことなので、まだ、どここの場所であるかということは、この時点で申し上げることは、ちょっと差し控えさせていただかなくてははいけないのかなというふうに思っております。

それから、ただ、このことについて申し上げたいのは、先ほども申し上げたんですけども、ワーキングのグループの名前が活用ということをやっていますし、それから、この窓口といいますか、事務局になっているのも推進振興室という名前が入っているというふうなことですね、やっぱり、もう、リニアに関しては、活用とか振興とか活性化とかですね、そういうふうなことばかりで、住民生活への影響ということが、この残土に関しても、名前からして、そのことについてのどれだけの配慮がされようとしているのかということをお大変危ぶむまいでございます。

残土っていうのは、基本的にはですね、産業廃棄物とまでは、現実には違うでしょうけども、JRにとってみればですね、それが処理できないと工事ができないという、大変、何とか処理しなくてははいけないというものでございますので、我々としては、JRの、そういう処理しなくてははいけないものを受け入れてJRの工事を助けてあげているというふうな、そのことがしっかりと認識をしている必要があるのではないかと、だから、助けてやるから、しっかりと住民への悪影響についても配慮をしながら、ちゃんと工事をし、運搬もするよというふうなことを言っていかななくてははいけないというふうに思います。これは、一種の交渉事だというふうに思いますので、ともかく、ずりが欲しい、ずりが欲しいというふうな形で、しつぽばかり振っているようではですね、そこら辺の住民生活を守ることができなくなってしまうんで

○3 番

はないかなというふうなことを、ちょっと思うまいでございます。

(小池 厚) 私も、それについては同感でございます、また、繰り返しになりますけれども、川路の場合はですね、土地を盛るに3カ所から山を削って土を運んだわけですね。それぞれ、竜丘、それから川路、龍江、その3地区から工用道路という専用の道路をつくりまして、住民生活に影響を与えないようなルートをつくりまして、そこは、もう、ダンプは自由に通っていいと、ただ、そこには、場所によってですけど、人家連単のところは歩道もつけてですね、現在、それは、残土をとった場所については、メガソーラーだったり、工場をですね、誘致したり、そういった形で跡地利用もやっているということでございます。

ましてや、今回のリニアにつきましては、民間がやるわけでございますから、当然、早く開けるに越したわけはないわけでございます、言ってみれば、受け入れるほうとしては、要するに、お願いをしたいのがJRでございます、それについては、私どものほうで、受け入れるほうで、こういう条件がなければだめよということは大いに言っていけると思います。ただ、具体的に、例えば大鹿から出てくる残土につきましては、やっぱり松川インター大鹿線を現道拡幅してっていうのは非常にお金もかかりますし、JRも乗ってこないと思いますので、私、今、ちょっと個人的に考えているのは、これは、人から、ちょっと教えてもらって、ああ、それもいいかなというふうに考えたんですが、これ、ちょっと含んでおいてほしいんですけども、小渋ダムから上は仕方ないにしても、出てからですね、あそこに半の沢という橋がございますが、そこを、ちょっと、橋、狭いんで、そこ、沢もそんなに深くございませぬ。空の沢でございます、そこの半の沢の橋の上は持ってくるとごしたいんで、ずっとそこから下りて、半の沢を一定程度盛ってですね、それから、100mくらいトンネルを掘りますとですね、沢筋に、そうすると、南陽のあたりへ顔を出すそうなんです。あのレベルで見ますとですね、そして中川へ入って、中川から、それから先は、また、これから皆さんで考えればいいと思うんですが、要するに生活と直滑降差だったら生活道路とは支障ないと思うんで、そういった形で横取りをするような工用の専門道路っていうかね、専用道路をつくることによって、一定程度、中川の沢筋を埋めていくっていうことは可能ではないかなと、ほかの話、聞きますと、飯沼の、今度、竜東線、あそこへ道路が開くような、今、計画が進んでいるようですが、そこも、堤防の下に田んぼがあるわけでございますけれども、竜東側、竜西側、含めて、あそこも、一定程度、場を上げる、水の利用の関係がございまして、一定、その配慮して、水が取り入れることができないような高さまで盛っちゃうと、これは、また、問題ですけども、そこら辺がクリアできれば、あそこの上上げというのも、一定程度、考えられるんじゃないかと、これは、今後、皆さんで検討しなきゃいけない事項にはなるとは思いますけれども、そういったことで、今後ですね、中部伊那4市町村プラス駒ヶ根市、そういったのを1つの部会という、そういう形で、残土を実施にどういうふうに取り入れていったらいいかというような、そういうのを拾い出す、あるいは、受け入れ量の算定及び残土受入地の、受け入れるはいいけれども、じゃあ、そこへどんな事業を持ってくる

か、そういったものをですね、検討する必要があるというふうに私は考えるんですが、そこら辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。ちょっと先走っておりますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 竜東線の北組、それから飯島町の本郷の間については、大まかな——大まかなっていか、大体の路線というものが、ご説明を県からいただいて、大変うれしく思っているところなんですけども、その中で話の中で、割と、こう、天竜川に近いところを通るといふようなことで、道路、あの辺、霞堤になっておりますので、その辺のところを、道路は、当然、水没しない高さが必要でしょうし、あるいは、堤防と、この道路とを、どういう関係でつくっていくのかっていうふうなことも、まだ、詳細が決まっていない中での大まかな話で、こう、わいわいと言っている話の中で、その中では、当然、ずりも使えるかもしれないねというふうなお話をしているところなんですけども、ただ、また、その工事をやるのは県のほうでございますので、中川村として、そこで使うからどうこうというふうなお話を言う立場でもないのかなというふうに思っておりますので、そのことについては、先ほど申し上げた中には入っていないです。

それから、小渋ダムの下から南陽方向にというようなアイデアっていうのは、聞いたことは、私も耳にしているところなんですけども、ただ、ものすごい、きっと台数に、さっき 950 っていうお話がありましたけど、あれは県下ということなので、天竜川の西のほうも含めてということかと思いますが、それにしても、南アルプスと伊那山脈というふうなところのやつが出てくるわけですから、膨大な量になるし、工事期間も大変長い、その辺が環境評価書で、どれくらいの台数のダンプカーが何時から何時まで通るのかっていうふうなところも、いずれ発表されるかと思いますが、恐らくは、尋常ではない量のダンプカーが通るといふふうに思います。ですんで、ちょっと、今、南陽の辺からは、砂とり場でダンプカーも通っているっていうふうな状況ですし、その中で、それこそ、普通の村民の暮らしが営まれているっていうふうな中を通って行って、そしてまた、沖町の交差点からどちらに行くのか、いろんなことを考えていくと、どこをどう通るのが一番ね、どっちを通れば、どっちがってということありますけども、総体的に村の中で、どういう害が、どれくらいの期間あってみたいなことを、それに対してどういう対処をしてくださいたいなことを、しっかり、その辺はやっていかなくてはいけないんで、余り軽々に、こうして、こうすれば、こっちが通れてっていうふうになっちゃうと、こう、じゃあ、南陽、沖町、下平、小学校周辺のところもダンプカーが通ることになるかもしれないし、ちょっと、その辺を危惧するところで、とにかく、環境評価書っていうふうなものを見ながら、それに対して注文をつけるところを、しっかり注文つけていくというふうなことをやっていかなくてはならないのかなというふうに感じております。

○3 番 (小池 厚) 確かに、私も、さっき質問の中で、ちょっと言いそびれてしまったんですが、役場の周辺に工事用道路を持ってくるっていうのは、これは、学校もあつたり保育園もあつたり、非常に、そういった点では、安全面では、あるいは生活面ではですね、非常に競合してしまうわけで、そこら辺は心配するんですけども、いず

れにしても、今後ですね、そういった残土受入に対して、広域のレベルでですね、皆さんで知恵を出し合って、この際っていう言い方はよくないんですが、利用できるものは利用して、生活の向上につながるような、工事中の安全はもちろんですけども、そういったところへ、やっぱり結びつけていくのが必要じゃないかなというふうに考えますので、今後ですね、そういったいろんな申し入れとか、それから計画等がありましたら、それに対して、村当局のほうでも、おくれることなくですね、対応していただきたいなというふうに考えております。

最初の質問については以上でございます、2つ目の関係についてご質問をさせていただきます。

坂戸橋周辺整備の進捗状況、今後の計画についてでございますが、私も、一定程度、携わってきたものですから、自分の知っている藩中でこんな質問をさせてもらうわけでございますが、周辺整備計画の全体像と、それから、これまでの年度ごとの事業内容、そんなに細かくでなくてもいいんですが、お聞きしたいっていうのと、また、今後ですね、その周辺整備ができたならば、どんなふうに、今後、維持管理をしていくかということについて、最初、まず、大ざっぱに考え方を聞きたいっていうのと、まず、具体的にいきます。

多分、20年度からだと思いますが、登録有形文化財、これは教育委員会さんのほうのお力も借りてですね、承認を受けて周辺整備が始まったというふうに記憶しております。そのときは、当時、地域発元気づくり支援金といった事業が今もあると思いますが、それを取り入れて周辺整備を始めてきているというふうに思いますけれども、途中から、そのお金を使わずに村独自で整備計画をつくって事業を進めてきたっていうふうに伺っております。全体計画と今の進捗状況をお聞きしたいと思います。

○建設水道課長

坂戸橋の周辺整備についてご質問をいただきました。

坂戸橋につきましては、現存する 1965 年、昭和 40 年以前の鉄筋コンクリートアーチ橋の中では我が国最大ということ、それから、当時の鉄筋コンクリート橋梁技術の到達点とされておりまして、また、加えてデザインも美しく、美術的にも希少的にも高く評価されているということで、平成 21 年度に文化財登録原簿への登録手続きを行いまして、平成 22 年の 1 月 15 日——1 月 15 日付で登録有形文化財に登録をされたという経過がございます。登録までの経過につきましては省略をいたしますけれども、これを受けまして、この文化財登録に向けて発足していました坂戸橋の文化財検討会というものを発展的に坂戸橋周辺整備連絡会というふうに立ち上げ直しまして、周辺整備の取り組みが進められてきたということでございます。

それで、登録翌年の平成 22 年度には、天竜川左岸に展望台や遊歩道等を整備するとともに、右岸の展望台の再整備に着手をしております。事業費を申し上げますと 1,320 万円ということで、この際に元気づくり支援金の補助も受けております。

さらに、平成 23 年 3 月 24 日には整備された右岸の展望台におきまして坂戸橋登録有形文化財登録記念碑除幕式を実施したという経過がございます。

それから、平成 23 年度から本年度までの 3 カ年計画で、さらに整備を進めてきたと

ということで、平成23年度は、第1期としまして、右岸の展望台整備及び右岸公園の埋め立て整形等を行っております。その事業費は2,479万4,000円ということで、財源には過疎債を充てております。

平成24年度は、第2期ということで、右岸公園の歩径路、遊歩道、それから右岸のり面の植生工、排水施設工事等を行っております。事業費は2,072万7,000円ということで、財源に過疎債を充ててきたということでございます。

それから、第3期となる本年度ですが、右岸の公園に樹木の植栽、舗装工事等を、現在、施工中でありまして、事業費は、当初契約額で1,260万円ということで、財源については過疎債銃等を見込んでいるということでありまして。

それで、秋には工事が終了する予定でありまして、それをもちまして坂戸公園周辺整備が完了となるということでありまして。整備の完了に当たりましては、事業の竣工式を行いたいというふうに考えておりまして、現時点の予定でいいますと10月の31日の午後、現地におきまして桜の苗木の記念植樹等も計画をしているという段階であります。これについては、まだ、詳細は検討中でありまして、ご案内等はこれからになるかと思っておりますが、そういった予定であります。

以上でございます。

○3 番 (小池 厚) 私、質問書では、来年度にはというふうに書きました。すみません。今のお話で今年度には竣工するというふうにございますので、それで、2つ目の質問ですが、この坂戸橋の土木遺産、それらへの登録についてはどのように考えているのかというのをお聞きしたいんですが、お願いします。

○建設水道課長 土木遺産への登録ということでございますが、まず、土木遺産というものは、公益社団法人土木学会というものがございまして、そこが認定しているものであります。手続的には、土木学会支部からの推薦もしくは一般公募への応募によって選考がされるということのようでありまして。ただし、応募するに当たっては要件がございまして、文化財などの指定を受けていないことを原則とするというふうになっております。近隣の例でいいますと、平成23年度に土木遺産となりました木曾郡木祖村に菅橋という橋があるようですが、それは、坂戸橋と同じように昭和8年竣工の橋でございますけれども、登録有形文化財等の指定を受けていない中での土木遺産への選定というふう聞いております。

また、登録有形文化財は、文化財保護法による登録でありまして、土木遺産と比べますと、ちょっと言い方は悪いんですが、格が1格上ということのようでありまして、そういった意味からいいますと、土木遺産にあえて応募するには及ばないのかなあというふうに考えております。

それから、つけ加えていいますと、さらに、今の坂戸橋に、いわゆるステータスをつけ加えようとするのであれば、重要文化財の指定を目指すということになるかと思っております。ただし、それには、大変ハードルが高いというふう聞いておりますので、また、その場合、申請の流れについては、教育委員会から文化庁へということになりますので、相談をして進めていきたいというふうにと考えているところであります。

以上です。

○3 番 (小池 厚) 私のほうで、ちょっと勉強不足だったみたいで、すみませんが、重要文化財のほうへの登録っていうのが次に来るのかなというふうに思います。

それで、これについては、ハードルが高いという、今、お話でしたんですけども、ちょっと人づてに聞いたところでは、申請すれば、すぐ、やってくれそうな、何か話が一時期あったんですが、そこら辺、教育委員会ではどうでしょう、どんなふうにとらえておられますか。お聞きできますでしょうか。

○教育長 今、お話がありました登録有形文化財への申請、あるいは登録される、その時点のあたりのいろんな関係の方たちの話では、これは重要文化財にも匹敵する大事なものであるという話は聞いております。ですが、その後、そういった話を具体的に進めていくという状況には、ちょっとなつてこなかったこともありまして、やがて環境整備が整い、いろんなものが条件が整ってくれば申請をしてもいいのかなという気持ちは持っておりますけれども、そういう段階になりましたら、関係の皆さん方と十分協議したり、また、建設事務所、あるいは県のほう、あるいは文化財の登録にいろいろ協力をしていただいた学会なり、あるいは有識者の皆さん方とも相談をしながら考えていかなければいけないというふうには、今、思っているところであります。すぐ、じゃあ、申請をしていきたいと思いますというふうには、すぐには、ちょっと行かないかと思っておりますが、だんだんに考えてまいりたいと思います。

以上です。

○3 番 (小池 厚) ありがとうございます。

それでは、その登録の関係については、ちょっと間が空いてしまったようなのでございますんで、今後ですね、また、皆さんのお力をいただきながら、村内に、そういったいい物があるわけございまして、美しい村であり、なおかつ、そういった、いにしえのですね、技術、そういった遺産があるんだということもPRの1つの要素になると思いますので、有効に活用していきたいというふうにと考えております。

それに付随するわけですが、3つ目の質問でございます。

周辺整備が完成しましてですね、周辺一帯、坂戸公園ということで、今後、どのように管理をしていくつもりなのかというのをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○建設水道課長 坂戸橋という文化財を中心としまして、周辺に散策の場、あるいは憩いの場ができてまして、地形的な制約で大きな駐車場等はないものの、以前よりも寄りつきが大変よくなりました。天竜川に架かる坂戸橋をのんびりと眺めるとか、桜の花をめでるといった光景が増えることを期待するものでありますけれども、美しい景観を維持するためには、当然、維持管理が重要になってくるということは言うまでもありません。

現在、坂戸公園は、地元の皆さんに管理をお願いしておりまして、草刈りやツツジの刈り込み等を行ってもらっております。

また、桜の管理につきましては、最近、桜守の育成講習会というものを何回か行っております。知識と技術の向上も目指しているところであります。

今後、管理する区域が増えていくわけでありますので、地元の皆さん等とも相談をしながら、よりよい管理方法を検討していきたいというふうに現段階では考えております。

以上です。

○3 番 (小池 厚) 竜東線沿いの坂戸ミニ公園ですか、そちらは北組のほうでちゃんと体制ができていますが、特に川西側、今度、公園整備されたほう、その維持管理については、そうですね、今、課長、おっしゃられたように、今後ですね、そういった維持管理をやってもらえる、そういった組織をしっかりとつくってやっていただきたいというふうに思います。

あの高遠の桜守、稲辺さんですかね、具体的なお名前を申し上げて恐縮でございますけれども、あの方とは、非常に、私も個人的にお話をさせてもらったりして、実際にも作業をやらせていただいたりして知っているんですが、そういった桜守になれるような方も、村内で育成していくっていうのも、やっぱり大事じゃないかなというふうに思います。

ぜひとも、あそこ周辺一帯がですね、古い遺産と、それから桜、そうですね、紅葉、そういったもので、1つの、そういった景勝地になるように願っております。

付随するわけですが、上伊那には、そのほかにもですね、例えば伊那市のほうに、広域農道沿いですか、小沢花の会とか、あるいは、箕輪のほうに行きますと花桃街道というような形で、道路沿線にですね、そういった地元の住民の方たちの、そういった組織があって、道路の景観を守っていく、そういったのがあるわけですが、今後ですね、村として、そういった坂戸も含めた道路の周辺の美化っていうんですか、そこら辺について、村のほうでイニシアティブをとってですね、そういった道路を守っていくっていいですか、維持管理をしていく、そういった団体等をまとめていくような、そういった計画はおありでしょうか。質問します。

○建設水道課長 道路沿いの環境美化っていうことだと思いますが、村道沿いの管理につきましては、村道そのものが非常に延長が長いということもございまして、村の予算ですべてを管理するということは到底できません。それぞれの地区の皆さんに大変ご苦勞をいただいているというのが現状でありまして、草刈り等、やっていただいているということでもあります。

また、環境美化につきましては、地区、あるいは団体等で自主的に道路沿いに花木を植えて管理をしていただいているところもございまして、それに対しても敬意と感謝を申し上げるところでございますけれども、美しい村連合に名を連ねる中川村としては、景観をどうしていくかということは非常に大きな課題になるかと思っております。それで、現在、総務課の企画係を中心に、事務局として、美しい村づくり条例づくりを始めようとしております。ですので、その議論とあわせまして、今後、道路沿いの環境美化についても検討をしていかなきゃならないかなあというふうに考えておりますので、現状では、そういったことです。

○3 番 (小池 厚) 今、課長のほうから、非常に積極的のとらえていただいて、これか

ら計画をしていただけるというふうなお話を伺いましたので、私どもとしてもですね、そういった意味では、ぜひとも積極的に協力してまいりたいというふうに思っております。

以上で私のほうからの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 これで小池厚議員の一般質問を終わります。

次に、6番 大原孝芳議員。

○6番 (大原 孝芳) 私は、3問、質問させていただきます。

その前に、きょう9月11日は、朝から報道されていますが、東日本大震災、東北の震災からちょうど2年半という日でございます。また、アメリカの同時テロから12年というような報道がされていまして。特に、国内においては、震災後、特に原発の汚染問題でございますが、きのうからも放映されていまして、今、私たちがおつき合っている飯館村を含め、除染作業をしているわけですが、なかなか結果が出ていないと、年間5ミリシーベルトですか、を基準に除染をしているみたいですが、実際は、したばかりは、その場については、ある程度、結果が出ていますが、また染量が増えてしまう、つまり、今、私たちが飯館村を見てきたんですが、山林に接している住居が多いものですから、住居から20mぐらいでしか除染をしていないみたいです。しかし、その奥から、また雨水で流れてきたり、また空中で降り注いできたりしてしまうという、非常に悲惨な状態でございます。そうした中で、また、きょうの報道ですと、国は、5ミリシーベルトを、また緩和して、もっと緩くしてしまう、そんなような報道もされていまして、非常に心配でございます。そういった今日がある中で、また、オリンピックの問題も、非常に喜んでいますが、また、首相が言われたような安全であるという宣言が、また、波紋を呼んでいます、非常にこれから心配ですが、私たちが、非常に注視しながら見守っていかなきゃならないと思います。

では、本題に入らせていただきます。

まず、私は、先月、発表されました政府が社会保障の改革の手順を明示したプログラム法案の骨子が発表された中で、特に医療、介護等があるわけですが、特に介護現場の中で非常に驚いたというわけですが、今まで、要支援1・2、それから、介護、要介護1～5といった、これも途中で、最初の介護保険からも改定した中でございますが、今回は、大きく要支援1・2を、地方自治体、つまり、私たちが言えば中川村に事業を移していこうと、そんなようなことが報道されました。つまり、これは、給付、介護保険の給付が非常に膨らんでいくと、そういった中で給付抑制を行っていくというような趣旨だと思います。

まず、こういったことが報道される中で、村では、当然、職員の皆さんも始めてこれを見て知ったわけだと思いますが、どのように、当初、受けとめたかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 社会保障制度改革で要支援1・2が市町村事業になるということで報道されたわけがありますけれども、国のねらいとしては、介護給付費全体の抑制をしたいと、今、

お話がありましたけれども、そういうことだというふうに思っておりますけれども、これは、保険制度の調整ではなくて、地域の努力で実現しようということで、介護の域を超えた地域づくりの問題であるかなというふうに大きくはとらえているわけでありま

す。それで、地域の実情に応じて 2015 年度から段階的に移行をしていくということになっておりますけれども、市町村事業といたしまして、現行の介護保険事業の中の地域支援事業への移行ということでありまして、介護保険制度内でのサービス給付として行われるわけでありま

すので、財源構成等に関しては現在と変わらないというふうになっているかというふうに思います。

○6 番 (大原 孝芳) ですから、今、村としては、介護保険が母体にありまして、それから国の趣旨に沿って行っていくと、なので、余り大変だなというようなとらえ方じゃないように、今、課長の答弁から、ちょっとお聞きしたんですが、新聞報道等を見ますと、非常に、まだ、2015 年からやるということですので、まだ、ここで言うと 2 年ぐらいあるんですが、国のほうで言っていることは、その自治体が努力すれば質を落とさず効率を果たせるってというような説明で、今回、そういった骨子を認めているわけなんです。したがって、つまり、お金は、じゃあ、どうするかとか、細かい話は、当然、まだ、先ですので、出てきませんが、つまり、自治体に丸投げして、今まで以上のサービスを保持できるってというような、そういう、どっちかっていうと、何ていうんですかね、お金がないから自治体に丸投げして、あとは、あんたたち勝手にやりなさいよと、しかし、全体の介護保険制度の今までの分については、今までの介護度がついている方については、今まで、現状は保持できるっていう、そういうような言い方なんです

が、すごく、私は、その、何ていうんですかね、一番、その介護がついてしまえば、ある程度の今みたいな給付は受けられるんですが、その、つまり今回外された部分についての、そういう意味の中途半端な部分ですよ、そこら辺の人たちが、どのくらいいらっしゃる、今、全国で 150 万人ぐらいいらっしゃるっていう報道をされていますが、そういった非常にあいまいな部分がありまして、そこら辺について、今からですね、ある程度、準備していかないと、例えば、これが非常に、今回、閉会中ですが、国会で審議されて、これが法令化されれば、たちまちそれに対して取り組んでいかなきゃいけないって

いう状況になると思います。したがって、2 年っていう期間が長い

○保健福祉課長

要支援者に対する予防給付というものは、今の保険制度のもとで一定の水準が担保

されたサービスとして提供されておりますけれども、市町村事業となれば、そのサービスの質とか量とか料金などを市町村が独自に決定できるというふうになるわけでありま

す。それで、今、言われたように、サービスの担い手につきましても、指定事業者に限らず、NPO ですかボランティアを活用するというふうに言われているわけでありま

すけれども、国では、その点数化されたサービスでなくなるので、国の予算費用を抑制しやすくなるわけでありま

すけれども、村とすれば、その財源は、先ほどの言うように、変わらないということでありま

○保健福祉課長

すけれども、その事業所が従来どおりの金額とレベルでサービスを提供してもらえるかどうかっていうようなこともありま

すし、NPO ですかボランティア、あるいは住民同士が支え合えるような受け皿がつくれるかといったようなこともあるわけでありま

○6 番 (大原 孝芳) では、次に、この項についての3番なんですけど、こういったことが、もし、実際、行われてきた場合についてですが、つまり、こういった、国は、恐らく、こういったことをやる場合については、非常に、自治体の力というものですかね、そういったことが試されることかと思えます。つまり、今までは、介護の中で、最低限——最低限って言えば失礼なんですけど、やっぱり、なかなか、その自治体のですね、器量というか、逆に、悪い面で見れば、大きく差がついてしまうんですけど、逆に、中川村独自の介護政策っていうか、施策といったものがですね、逆に出していきける、そういった節目になるんじゃないかと考えます。したがって、例えば、今までの、今日までの介護の中川村の今の制度の中で、いろんな、庁内でも、いろんな希望とか、こうしてほしいとか、非常に困っていた方が、いろんなお話が出てきていると思えますが、私は、特に、介護の中で、一番、ちょっと見たり聞いたりしていたことなんですけど、つまり、お金のある方はすごくいいサービスが受けられると、しかし、お金のない方は、非常に施設にも入れなくて、家族が非常に困っていたりすると、そういった現状があるように聞いています。そしてまた、制度によって、例えば、特養とか老健については減免措置があるが、やっぱり、グループホームについては減免措置がないとかですね、そういった制度の、その利用施設を選べるんですけど、そこに入る条件っていうものをある程度満たせない、あるいはまた、ある程度の限られた方しか、そういったことの減免を受けられない、そういったいろんな事情があるように聞いています。

私は、今回のこうした発表が村の、先ほども言いましたが、新しい、こうした新しい介護の中川村独自の介護元年になるんじゃないかっていうようなことを考えます。ぜひ、そういった、例えば、中川村で本当に困っている人たちが本当に安心して介護を受けられる状況っていうものを、やっぱり、真っ先につくっていかなくちゃいけないと、そういった中で、一人一人の、今、国民年金の方と社会保険方との大きな差は、当然、皆さんもご存じでしょうが、つまり、それに伴う、また、差が出て、施設に入らない、そうすると、家族が、また、一緒になって、それを支えていくために、また、苦しんでいると、そういった現状を、ぜひ、把握していただいて、それは介護保険給付だけで賄うのではなくて、村の財政を使ってでも、その方たちを、やっぱり、1つずつ丁寧に救っていくと、大きな援助じゃなくてもですね、やっぱり、少し援助してやることによって、例えば、介護している方に対する村から給付をしていますよね、だから、そういったことも大事ですが、そういったことも含めて、村の、そういった、何ていうんですかね、後押しをする、やっぱり、介護している方の、介護者と、当然、被介護者の、そういった後押しをできるような、そういったことを、村独自の施策を考えていくっていう、そういう時期だと私は考えていますが、課長はいかがでしょう。

○保健福祉課長 介護の関係で支援っていうことでありますけれども、今、村では、介護慰労金、介護慰労福祉金の給付事業っていうことで約100人近い方に700万円というところで出しておりますけれども、それ以外ということで、余り、ちょっと考えてはいなかったわ

けでありますけれども、幾つもアイデアというか、私の考えの中での施策というもので言わせていただきますと、その施設利用をした際、食費なんかは実費負担になるわけでありまして、そういった部分で、低所得利用者の方の負担額を軽減できないかなあということが1つありますし、以前から布おむつの補助というようなこともしてきましたけれども、だんだん利用者は減ってきておりますけれども、一部からは、紙おむつへの補助もというような意見、話も出ておりますけれども、なかなか、これをしますと、かなりの金額になるような気がしておりますけれども、また、そこら辺の利用の実態などを把握しながら、そこら辺も、多少、考え——考えるっていうか、やる、実施するとか、そういうことじゃないんですけれども、考えていきたいなあというようなことも思っております。

それから、介護用ベッドなどは村が貸し出しているわけでありまして、それらを修理しまして、無償で払い下げるとかいったようなことも、現場からの意見としては聞いておりますけれども、多少、そんなようなことを考えております。

○6 番 (大原 孝芳) 私も、それを、具体的に、じゃあ、今、課長は具体的におっしゃっていただいたんですが、そういったことを、ぜひですね、私も直接、介護の皆さんからは聞いているわけではないんですが、やっぱり、相当、村内でも、介護で、介護をされる方もそうだし、している方もですね、やっぱり、非常に、相当、大きな悩みを持っているように私はとらえています。それは、やっぱり、お金の問題が、まず、そこには絡んできているかなっていうような気がしています。したがって、ぜひ、国の、そういった施策は、本当にどんどん、消費税分を、今回、上げる分をこっちに充てるっていうような話で、こんなような話を持ってきているんですが、やっぱり、なかなか私たちのところの気持ちっていうのは伝わっていないと思います。したがって、やっぱり、5,000人の村を、まず、どうやって幸せにするかっていう、村長がいつもおっしゃっている言葉からして、まず、優先順位はあるかもしれませんが、介護の、そういった、本当に、今現在、困っていることが進行中の皆さんに、まず、手を差し伸べていただきたいと、そんな思いでいます。ぜひ、また、こういった国の移り変わる政策に対して注視していただいて、村もいち早く対応していただきたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

メガソーラーの環境への影響をどのように考えますかという質問をしたいと思えます。

私は、ことしの3月議会にも、ちょっと話したんですが、まだ、そのときには、そういったものは、村に、村内にできるっていうような話は聞いていましたので質問させていただいたんですが、現在、皆さんもご存じのとおり、中川村に国道端と、それから、中通りのところに建設中だし、国道端は、ほぼ完成に近いですかね、そういったものができています。それで、私が、当時、心配というか、したのは、そのときの課長の答弁なんかでは、非常に、農地法の関係があれば、当然、村にそのことが、農業委員会にかかるからというようにすることで、1つのチェックというかですね、法律で

は、つくっちゃいけないとか、そういうことはないみたいですので、じゃあ、どういふふうに村が関与していくんですかっていったときに、いろんなところで。そういうチェック機関があるから、そこで1つ引かかるだろうと、そして、そこで、住民から、もし、何かあったら、苦情があったりすれば、そこでお聞きしたいっていうような、そんなような答弁だったかと思います。当然、今、調べてみますと、非常に、何ていうんですか、アセスメントの、そういった必要がないもんですから、風力発電、あるいは、そういったものと違ってですね、非常にハードルが低いっていう、そのメガソーラーをつくるには、そんなような環境だと思いますが、今回の2つの建設をされているメガソーラーについては、何か、村の機関を、それに対するのを通過したっていうんですかね、かかわった経過っていうのはございますでしょうか。

○住民税務課長 それでは、今回の2カ所、建設されているメガソーラーの経過について説明をいたします。

現在、2カ所、建設されておりますが、この2カ所の事業者の方が村のほうへ最初に申し出、計画の申し出に来ていただきました。その際に、関係する各課とか係の者がお聞きをしまして、事業の計画等の聞き取りを行ったということです。それで、必要な手続について業者さんと打ち合わせを行いまして、その中で、今回、建設されているソーラー発電事業については、建築基準法とか、現在の法律で該当するものがないと、法的な届け出義務はないよということを確認をいたしました。農地法についても、先ほどお話もありましたけれども、該当しない地区、工場用地だったというところで、それ以外のことについてはお話をしませんでした。行政としては、計画をお知らせしていただいて、聞き取りながら、該当する届け出とか許可があるのかということを確認はさせていただいております。

あとは、関係する土地とか地区の方に十分説明をしていただいて事業を行っていただくように指導をしております。

事業、これから、先ほども言われましたけど、完成していくということがありますので、これからも監視を行って、周辺の保全とか、環境の保全には取り組んでいく予定でおります。

○6 番 (大原 孝芳) この前、前回の課長の答弁と同じであったかと思えますし、1つのシステムっていうかですね、それはそれでいいかと思えます。

今回、非常に良心的なですね、業者であったり、そんなふうに感じていますのでいいんですが、例えば、今、電気やるともうかるっていうようなイメージで、みんな、業者は来ていると思います。それで、例えば、それも、2人とも、今、村外ですよ、工事者はね、村内の方なら、ある程度、村内の事業者がやるっていう顔が見えるんですが、もし、村外の方はやりたいと、それで、地主さんは、じゃあ、土地の借地料が入るからやって、やってって言って、例えばですね、木を切ってやった、農地の場合はですね、当然、農地法で1つのチェックがあるもんですから、なかなかハードルが高くなるんですが、例えば、雑種地であったり、そういった山林であったりですね、そういうところについては、非常に、今みたいなきちんとしたですね、善意のあるシ

ステムでやって、乗ってくる業者ばかりではないかと思えます。事が、思いますというか、懸念されるんですが、そういったことに対して、今、法律がですね、今、課長、言ったように、ないわけなんですよ、そうしたときに、例えば、村ですね、まず、そういった、何か、どこかですね、規制っていうかですね、チェックするっていうことの必要性っていうのは感じておりますでしょうか。

○住民税務課長 今、議員さんおっしゃられたように、村独自の規制ということは、現在ありません。それで、太陽光事業ということで多くの業者さんが入ってこられるかとも思いますが、影響について対策を求めるといものを定めておりませんので、現在ある法律とか条例を使って、それぞれ見ていくしかないのかなあということです。

それで、現在、2地区、行われている業者さんは、事前の土地の調査とか、そういうことで役場のほうに来られて、その際に、そういうような指導ができたということで、これからも、土地の確認とか、そういうことで見られる機会があるかと思えますので、そういうときに指導とかしていくことと、各地区とか、それぞれ村民の皆さんから情報をいただいて、もし、そういうような業者さんがいらっしゃれば、その方とお話をしていくというようなことを考えておきまして、指導というところでは、そんなところまでしか考えておりません。

○6 番 (大原 孝芳) つい最近ですが、中川村ではないんですが、伊那市ですね、小出っていう地区なんですけど、ソーラー発電をやりたいという、それも地元の業者なもんですから、地元の方はよく知っている業者さんなんですけど、そこでやりたいって言ったら、お隣の近所の方がやめてほしいと、つまり、私も、自然エネルギーについては、もう、さんざんやって、推進すべきだと私は思っています。しかし、屋根に乗せるレベルならいいんですが、例えば、あの、何ですかね、何十枚、何百枚がですね、お隣へ、もし、私の住宅の隣に来たとしたらですね、相当、威圧感があるんじゃないかと思えます。それで、今回、中川村については、ああいった少し住宅から離れていたりしているもんですからあれですけど、やっぱり、少し、ちょっと違和感があるんじゃないかと思うんですね。だから、今、こうした法律のない中で、もし、そのつくる側と地主側さんとかですが、もし、合意しちゃえばですね、今、言ったように、法律がないから、村でも、なかなか、そこまでする、指導できないと、例えば、伊那市の場合はですね、報道によれば、その事業者が、ある程度、それを受け入れてですね、少し規模をですね、小さくしたと、つまり、じゃあ、すぐ隣にパネルの設置があったら、少し、それをですね、遠ざけてあげたとかですね、そんなような処置で、ある程度、納得したみたいなんですけど、そういうことが1つ、そしてね、私が少し心配するのは、光のですね、反射なんですよ。例えば、地形的に出しちゃいけないけど、例えば東側の山とか、西側の、こう、斜面にですね、例えば、もし、設置された場合ですね、ちかちかちかちかですね、恐らく一年間の太陽の位置にもよりますが、やっぱり、こう、反射すると思うんですね。それでね、非常に、そういったことが、やっぱり、中川村の風景にはね、ちょっとね、そぐわないんじゃないかっていうような気もしてまして、そういった意味でね、しかし、村としてはね、やりたいっていった

ときにですね、今みたいな縛りしかできないっていったときに、次の3番なんですけど、先ほども、建設課長のほうでね、言っていたんですが、ちょっと条例のことを言っていましたよね。景観条例じゃないんですけど、そういったことを言われて、多分、進んでいるのかなと思って、今、聞いていたんですが、もし、こういったことをですね、規制する、今、ちょうどいいなあと思ったのがですね、こういった景観上って、村のですね、条例の中で、少し、余りにもですね、そういった景観を損ねるような状況があればですね、そこで1つハードルをつくってしまうと、そういうことをすればですね、この問題は、やっぱり、住民——住民のあれですよ、そういう威圧感があつたりする環境ですよ、そういったところでできるんじゃないかと、ですので、ちょうどいい、今、村で、そういった、村長の公約でもあつたと思うんですが、そういった条例をつくっていかうと、これから、それは、もう、まさに、私はグッとタイミングだと思ふんですよ。ですので、ぜひ、企画課でやられているそうなんですけど、そういったことをですね、そのメガソーラー、特にね、今、ちょっと、非常にブームっていうんですかね、ですので、ちょっと、そこに規制をかけることができるんじゃないかっていうようなことを考えたんですが、いかがでしょうか。

○総務課長

景観条例では、ご承知のとおり、前にもご質問を何回かいただいておりますが、村が景観法に基づいて区域等を定めることにより、その区域の中にはかなりの規制、こういったものは許可がないとできませんよということが出来ます。それは、高さですとか色といったものまで含めて規制がされるということになるわけですが、村としてはですね、前からも話をしておりますとおり、そういった部分での規制は、現在、考えていないということでもあります。

また、長野県の景観条例もあるわけなんですけど、これは、ご承知のとおり、電気事業の関係したものについては、高さ制限を、今現在は想定をしております、何かといいましたら、電柱ですとか鉄塔のたぐいを想定をしているわけでありまして、そういうことで、平面というかにパネルを並べる発電施設については想定外ということではないかと思ふます。

村は、現在、今、何度もくどくなりますけれども、景観条例を制定して景観行政団体に移行していく、区域を定めていくということは、現在のところ考えていないということでもあります。

ただし、美しい村づくり条例を、今現在、考えておまして、これについては、規制ということを中心にするのではなくて、こういった方向で、やっぱり、景観も含めて、将来に美しい景観も残しつつ、一緒に生きていくには、みんなでこういうふうにしていきたいと思います、こういう約束事ができるだけ守りましょうというような形の条例を、今、条例と申しますか、条例ですね、こういったものを制定していく前提で検討をしているところであります。

大規模太陽光発電施設のメガソーラー発電所の建設に当たりましては、まず、再生可能の自然エネルギーの利用というようにすることができる構造物でございますので、村としては規制を第一に考えるものではないということではありますけれども、景観を

保全していこうという美しい村づくり条例の中に、そういった区域を、もし、設けるとしたならば、その中に建設がされるという場合には、景観に違和感のある構造物かどうかという観点から検討すべき対象にはなるだろうと思ふます。

実際のところ、2カ所、建設業者さんがされているわけなんですけど、お聞きしましたら、やはり、国道に近い、人家に近い南田島のところで、今、もうすぐ発電になるのかなあと思っておりますが、これは、国道の松川町のほうから車で走ってきたときに、ドライバーの目に反射光が飛び込まないかどうかということで、かなり、角度、太陽の角度とあわせて研究をして、それに反射光が飛び込まない、しかも一番発電効率のいいことを含めて、そのごぎりぎりのところの選択で設計をして、これについては同意を得ているというようなことを聞いておりますし、上前沢の地区にあります中川コンクリートの上に、今現在、建設中でありましてけれども、これも同じように、議員がおっしゃられた反射光を考えておまして、一番効率がいい角度っていうと、どうも20度くらいかなという、20度であるという説明をいただきましたが、そうすると反射光が気になるということもあつて、これについては、もう少し水平にしたと、つまり、反射角が上のほうに逃げてしまつて、目には飛び込むような位置にはないというようなことで、事業者のほうも配慮をしているようでもあります。

そういうことでもありますので、今、申し上げたとおり、地域住民の方の意見も聞いた上での、やるとなつたら、条例を制定していくとなつたら、どういう規制というか、どういう合意をとっていただくか、届け出もどういふふうにしていくかっていうことは、その上での判断になろうかというふうに考えております。

○6 番

(大原 孝芳) だから、私は、どのみちですね、例えば、今、言われるように、ある程度、業者のね、善意の対処で、今は成り立っているっていうようなお話を聞くんですが、私も、その法律でですね、がちがちに、昔の看板規制とかですね、そういったことですべて賄おうとは思いませんが、つまり、例えば、住民からですね、来たときにね、じゃあ、窓口は、じゃあ、役場がね、なつて、じゃあ、それに対して解決するかっていうと、それもなかなか難しいですよ。ですので、非常にね、例えば、その住人トラブルで、じゃあ、業者とね、そしたら、法律が——法律っていうか、何かものがないがゆえにですね、逆に、皆さんだつて困ってしまうわけだと思ふんですよ。だから、そのきちんとしたものでないにしてもですね、数字的なものじゃないにしても、さっき言ったように、美しい村でも、私も構わないと思ふます。したがつて、どこかでですね、これについて、ちゃんと、行政も住民も、そこに、ただ、住民が行政に行けばですね、きちんと、そこに入つたり、業者、事業者と住民と行政が入つて、ちゃんと話し合いをすれば、ちゃんと解決するようですね、そういう仕組みづくりっていうんですかね、今も住民課の課長が言っていたような、そういうシステムは踏んでいるにしてもですね、トラブルがないからですね、いいんですけど、もし、あつたときに、きちんとですね、その第三者がスムーズにいくようなシステムだけはね、きちんと構築していくべきじゃないかなっていうような意味で言いました。したがつて、今、総務課長、言われるように、どこかで、そういったことができるつて、

○総務課長 今、お話ですので、そういうことでよろしいですかね。  
太陽光発電が、もう、すべて可能かということではなくて、先ほどもおっしゃられておりますけど、農地に建設する場合には農地法の制約もありますし、また、林地を開発していくという場合には、ある一定規模以上の場合には、これは許可になりますし、当然、つくるといふふうになったら、じゃあ、そこへ行くまでの道路はどうかという問題もありますから、それぞれのところで全く規制がないというわけではありません。ただし、ない場合が多いということですから、そういったことを私どものほうで察知した場合には、住民の皆さんからお知らせいただくこともあるでしょうし、そういったところでは、関係する課と調整を図りながら、事業者さんに指導という言い方はできませんが、調整をしていただきつつ、当然、地元の合意なく、私の土地だからできますよ、あるいは、地主と了解しているからという形で進められては困るので、そこのところは、トラブルがないような形で、何らかの形で進められればいいという意味では、調整は図ってまいりたいということでもあります。

○6 番 (大原 孝芳) 今、例えば、たまたまトラブルがないものですかいいんですけど、そういったことが出るとですね、県でもいろんなことを考えているみたいですが、ぜひ、また、そういった意味で、今の課長の答弁だと、ちゃんとクリアできると、そういうことで、これから、いろんな村長の考え方で、景観の問題もですね、その条例をつくるにしてもですね、少し、また、数値じゃなくてもですね、美しい村連合でも結構なんですけど、少し念頭に置いてですね、対応していただければいいかと思います。では、次の質問に移ります。

松江市の漫画の「はだしのゲン」という漫画が閲覧制限を受けて大きな話題となりました。この件について質問したいと思います。

これについては、一自治体の教育委員会の話なんですけど、私は、ちょっと注目したのは、教育委員会っていうものはどういうものかっていうことをひとつ考えさせられる1つの事件だったんじゃないかなあと観点で、ちょっとお聞きしたいと思います。

教育委員会が閲覧制限を撤回をしました。非常に大きく、何ていうんですかね、したことに對する大きな世論が動いたっていうことがあったろうし、教育委員会の中で、非常に、よく、この問題が、その松江市のですね、中で、よく論議されていなかったと、そんなようことがいろいろ言われたんですが、中川村がどうっていうことはないんですが、教育長は、そういった教育行政の現場の中にいらっしゃって、こういった事件をどのような受けとめ方をしたのでしょうか。

○教育長 ただいまのご質問ですけれども、私も新聞報道で知る範囲ということになるわけですが、この閲覧制限撤回ということについては、新聞なんかには手続が不備であったということが書いてあるわけですが、結論的に言えば、そういうことになるわけですが、やはり、この内容を教育長を含めた事務局だけで決定してしまったというところかなあとということが一番問題だというふうに思っております。もうちょっと、今、それまでは、現実に子どもたちもその本を——本というか、漫画ですが、読んでいたと思いますし、そういうことがあったわけですので、これまでの子ども

もたちがどんなふう読んでいたのか、感想をどんなふう持っていたのか、また、今、子どもたちはどうなのかという、そういう子どもたちに実態という、その視点っていうか、それが、それまで及ばなかったということが一番大きかったというふうに思っております。

以上です。

○6 番 (大原 孝芳) 今、教育長が言われたように、報道ですと、やっぱり、教育長とですね、それから、中川村でいうと教育次長といった、そういった事務方っていうんですかね、の皆さんで、記者会見に女性の前の教育長っていう方も映っていましたが、その方たちが教育委員会で委員の皆さんに諮らずに決めて、直接、校長さんたちを呼び出して、お願いしたいっていうんですかね、そういうふうにしたというような報道なんですけど、通常ですね、それは、自治体によって、いろんな教育委員会の、その会の運営の仕方ってあるんですが、そういうその教育委員にですね、諮らずに、事務方だけで決めて物事を進めるっていうことがね、通常、そういうことがあるっていうかですね、そういうことが、今回、同じだったんですが、そういうことっていうのは実際にあるんですかっていうことをお聞きしたいんですが、中川村にあるっていうんじゃなくて、教育長の今の経験の中で、お聞きしたいと思います。

○教育長 通常、そういうことはあり得ない、ないというふうに思います。中川村で同じような、そういう問題が発生した場合には、当然、まず、定例教育委員会に諮り、また、その定例会がない場合には、直近にない場合には、臨時会を設ける等をして、まず、どういふふう考えるかという委員の皆さんの意見等を十分聞くと同時に、その内容が学校に関係があるとするれば、学校長、あるいは学校のほうの意見を聞いたり、または、場合によって、内容によっては、違う部署との関連があれば、そういった皆さんのお考え等を聞いて、最終的には決めていくという過程を、当然、とるべきだと、今までもとってきたと思っていますので、そういうふうに思っております。

○6 番 (大原 孝芳) やっぱり、今、教育長、言われたようにですね、一般、私たちから見てもですね、ちょっとおかしいなっていうような、それから、撤回するときですね、そしたら、もう、委員の皆さんからね、とめるのは、その閲覧をですね、つまり、閉架にしてしまうっていうことはおかしいっていう話がですね、どんどん委員から出ているわけですよ、ですので、ちゃんときちんとしたプロセスを踏まないがゆえにですね、こんなことになってしまったし、非常に松江市の住民の方も、当然、その会を傍聴しているような姿が映っていたんですが、やっぱり、何ていうんですかね、非常に違和感を感じた、私は、事件っていうよりも、事柄だったかなあと思いました。

それで、その3番にも書いたんですが、今、中教審でも、この前、私たちと議会とですね、教育委員の皆さんたちと話し合いを持たせていただいたんですが、多分、そのときにも、ちょっと、ちらっと話が出たと思うんですが、国の方針っていうのはですね、ここにも書いたんですが、教育委員会っていうのは、この今の皆さんの行政とですね、1つ、教育行政は別にして、皆さんの特殊性を保っているわけなんですけど、とにかく、教育長さんを中心にですね、して、そして、今までみたいに、教育委員会を

ですね、失礼な言い方ですが、形骸化していこうみたいなですね、そういう動きじゃないかって、ちょっと勘ぐってしまうんですが、そういった、じゃあ、何で教育委員会をつくったんだっていう、その原点を、もう、忘れてしまっているかと思います。それで、私たちが考えるに、その背景というのがですね、例えば、いじめの問題なんかでも、教育長さん、あるいは教育委員長さんたちが、いろいろ、いじめと体罰の問題とかですね、そのこと、いろいろ、マスコミからされた場合にですね、非常にあいまいな意見をしてしまったり、非常に、じゃあ、だれが責任があるのっていう話になったときにですね、非常に、だれも、だれが、その責任者がわからないんですね、だれが一番の責任なのって、そういったことに対して、今回は、教育長が責任をとりましょうっていうようなことが趣旨だみたいなことをいろいろ書いてありました。つまり、だから、そのいじめ問題なんかでも、きっとや教育委員会っていうもののあり方を探っていたときに、じゃあ、教育委員会っていうものは、じゃあ、余り大事じゃないから、できれば教育長を中心にですね、例えば、中川村で言えば教育長と教育次長がしっかりやっていたらね、教育行政はできるでしょうって、そういうような考え方じゃないかと思います。そういったような考えがある中でですね、教育長が私たちと懇談したときにはですね、この話、多分、出たかと思ひまして、教育委員長もですね、非常におかしな方向だとは言っていました、再度、ちょっと教育長のお考えを聞きたいと思います。

○教育長

その前に、ちょっと、「はだしのゲン」につきまして質問がいただけるかと思ったんですが、村内のことについて、ちょっとお話しておきますが、余分かもしれませんが、現在、小中学校3校と村の図書館に配備といいますか、購入されて配架されております。通常の閲覧でありまして、貸し出しも自由ということで、特別、大きな問題等はありません。このことが話題になって以後も、特に貸し出しが増えるとか、あるいは、逆に減るとか、あるいは何か話が、何か問い合わせがあるとか、一切、そういうことはありませんでした。村のほうも、年間を通して、現時点っていうか、最近の様子では、5人くらいの方が借りて読むくらい状況だと、学校のほうでも特に関心を持って大勢の子が読むという状況ではなくて、年間で2～3人くらい中という状況という話を聞いておりますので、ちょっとつけ加えてお話をしておきます。

ただいまのご質問の教育委員会制度についてでありますけれども、今、お話があったような形での教育委員会制度を廃止したり変えていくということについては、賛成はできません。というふうに思っております。教育委員会につきましては、もう、ご存じだと思いますけれども、軍部が教育に介入した戦前の、その反省の中から生まれてきたものでありまして、教育委員の、5名ほどの教育委員の合議制でもって方針を決めて執行していくという、この教育行政の独立性とか、あるいは政治的な中立性を保っていく大変いい制度であるというふうに思っております。

ただ、このことが議論されるようになりましては、大津の事件後だろうと、一番は、あのいじめの問題のときに、何か、この問題解決の迅速性がなかなか図れないと、簡単、平たく言えば、何をもちもたしているかというような思いが周りの方々に

あったために、じゃあ、権限を1つに集めて、早く物事を決めていったらどうかというような考えから出てきたんじゃないかなあっていることを、ちょっと感じております。

ただ、しかし、教育長のすべての権限を集中させて、しかも、その教育長を、首長といいますか、首長である、村でいけば村長になるわけですが、任命してやっていくということ、そういうふうにすればすべて問題解決ができて、この問題の解決の迅速性が一層増していくというふうには、必ずしもそうはならないだろうというふうに思っております。

私の思いますのは、むしろ、事務局の体制の充実といいますか、強化ということだというふうに思います。事務局の、そういう体制がきちんとなっていれば、教育長は、その事務の委任をされておりますので、そうしたことと、学校との連絡をすぐとれば、もう、そんなに難しく時間のかからない間に、いろんな問題解決っていうものはできるだろうというふうに思っております。

現時点の制度では、責任、合議制ですので、教育委員会の一応の最高責任者っていうのは教育委員長になります。教育長は、事務方の責任者ということになるわけですが、やはり、制度的には、例えば、教育委員会には各学校を指導する指導主事っていうような者を置いてもいいっていうようなことになっているわけですけれども、中川村のような、こういう小規模の教育委員会においては、なかなか、財政的な事情もありまして、そういった配置もできないわけですので、そういった、先ほど申したような事務局体制の強化ということで、国等からの補助等もいただけるような、そういう形になるのが一番望ましいんじゃないかというふうに思っているところであります。

ですので、教育長にすべて権限を集中していけば、いろんなことがスムーズにいくというふうには必ずしもならないというふうに私は思っております。

以上です。

○6 番

(大原 孝芳) 教育長の今のお話も、もう、本当に、私たちも、そんな考えを持っています。ぜひ、また、国のほうからですね、そういった、今、諮問でやられていると思うんですが、何らかの具体化されたときにはですね、やっぱり、大きな声で、やっぱり、今、教育長が言われるようにですね、今の教育制度をきちんとですね、教育委員会制度を堅持していくと、そんなようなことを私たちも声を出していきたいと思えます。

あと、すみません、教育長に、今、いろいろお聞きしたんですが、村長、もし、通告してないですが、もし、この「はだしのゲン」のですね、一連の流れの中で、何か少し語りたいんじゃないかと思ひますので、ちょっと考え方がありましたら、どんな感想を持っているかお聞きして終わりたいと思ひますが。「はだしのゲン」の、この閲覧中止についての一連の流れについてどんなような感想を持っているかということが、もし、村長としての考えがありましたらお願いします。

○村長

「はだしのゲン」については、今までお話があったとおりにかと思ひますけれども、話題のところですね、教育委員会制度っていうふうなところのお話があって、首長って

うのも、私を初めとして、いろんな方向に偏った方が多いし、また、割とこっぴどく変わってしまうっていうようなこともあるし、やっぱり、今まで、かつて、政治的に教育を捻じ曲げてしまったというふうな大きな反省の中であって、だから、そこは、きちっと、行政の側——行政っていいですか、こちら側から教育のほうには口を挟まないというふうなけじめということは大変大事なことだろうと思います。にもかかわらず、最近、いろんなことでそちらのほうに口を挟むというふうな傾向が多々見られるのかなと思って、そういうのは、やっぱり、けじめとして、差し控えるべきことだというふうに思います。

でも、世の中の世論がいろんなことを言いたくなってくるというふうな状況もあるのかなと思いますけども、それは、行政のほうに対しても同じことだと思いますので、役場があつて、議会もあつて、それから、住民の皆さんがいて、そこで、その行政のあり方について住民の皆さんからいろいろご指摘があつたり、議会からご指摘があつたり、お互いに、こう、住民の皆さんにも説明したり、批判を受けたりしながら、こちらはやっていくと、それと同じように、やっぱり、教育委員会のほうでも、ご父兄の方々とか先生方とか、教育委員の方々、教育委員会の方々とか議会の方々と、そこで、こう、活発な、きのうの話じゃないですけども、議論があつて、そうは言ってもみたいなことの話があつて、だんだん物事が進んでいくっていうのがいいのかなというふうに思います。2つ、大きく分かれているんですけども、根っここのところは、やっぱり住民の皆さん方との、こう、意見なり批判なりに向き合っていくっていうふうなことがあるのが筋だろうし、住民の方々からも、もっと積極的に意見なり批判なりを、どんどん役場のほうにも教育委員会にも意見をくださってというようになればですね、物事がもっといい形にどんどん回っていくのかなというふうに思います。

○教育長 もう一度、ご質問あるかと思ったので残してあつたんですが、今の制度が全くいいというふう、すべていいと、100%いいというふうには思っていないので、例えば、今後、教育委員会定例会でも、月に2回やるとか、あるいは、教育委員会はどんなことをしているかっていうようなことを村民の皆さんにPRしていくとか、そういった試みに、定例会の様子等は広報のほうへ載せるように始めているわけですが、そういったように、今、村長さんの言われたような村の皆さん方との議論を深めていくような、そういった場をつくっていくような努力はしていかなければいけないというふうには思っていますので、見直すべきところがあれば、自分たちで考えてやっていきたいと、そんなことを思っています。

以上です。

○6番 (大原 孝芳) 今、教育長からそういったお話がありましたので、あれですかね、当然、教育委員会の、その会議っていうのは傍聴できるわけで、それで、やっぱり、なかなかね、私たちの議会でも、なかなか来ていただけないんですが、やっぱり、どうしているかっていうことを、やっぱりわかっていたいただくためにですね、ぜひ、そういった村民の方がですね、教育委員会の会合の場に行くと、それは、あれですかね、例えば、それは広報で、多分、呼びかけしたり、過去にそういったような

ケースはございましたか。

○教育長 今まで、私の知っている範囲では、傍聴というのはありませんでした。傍聴はできるようになっておりますので、前もって定例会の日は、ただ、毎月、この日っていうのは決まっていなくて、多少、2~3日、動きますけれども、わかったところで申し出をいただければ傍聴ができますので、ぜひ、おいでいただきたいと思います。

以上です。

○6番 (大原 孝芳) では、以上で質問を終わります。

○議長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時50分とします。

[午前10時37分 休憩]

[午前10時50分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

2番 高橋昭夫議員。

○2番 (高橋 昭夫) 私は、通告をいたしました森林の育成と生態系の保護について、特に森林の育成という件についてお聞きしたいことと、もう1点は、ふるさと創生と中川どんちゃん祭りについてお聞きを、お尋ねをしたいと思います。

まず、1点の森林の育成と生態系の保護についてということであります。これは、村内を見ますと、少子高齢化が進み、あるいは山に育った木々が全くお金にならない厳しい現実もあります。そういう中で、山をって言ったって、育成なんかっていうような部分があるかもしれませんし、村としては、そういうそれなりのご努力はされていると思いますけど、私は、やっぱり、山に、村民、村の皆さんが関心を持ってもらう、いただく、それで、山に足を向けていただくことが、再生といえますか、元気の出る村であり、山になる、山づくりになると、そういう思いでお聞きをしたいと、こういうふうに思います。

中川村住民意識調査というのが5年ほど前に行われました。それで、その中に、この山に向けたビジョンっていいですか、そうしたものがどう明記されているかということで、村民の意向がどうなっているかというような形をあれししたら、一番先のまとめた部分の末尾といえますか、そのところに、これ、平成19年でありますけれども、中川村の将来のイメージの問いに、村民の答えは、「みんなが優しく温かい心を持ち、健康で安心して暮らせる村」、それが42%と高く、次いで、この2番目が「農林業を育て、自然環境と調和した静かで美しい村」が21%、これを合わせますと63%ということで、この資料のまとめのにも、集約というような形で、「結果として、村民の求める将来の中川村のイメージは、健康で安心できる村であり、農業や林業を大事に育て、自然環境と調和した美しい村を」ということが、このむすび、解説になっております。

通告にもちょっと挙げましたけれども、作家の信濃町に住む日本国籍のニコルさん、この取得をして20年ということですが、「誇り高き日本人でありたい」という著書の中に「日本人が最も大切にすべきものの一つに森がある。豊かな森林は国の宝

である半面、森を愛さない、感謝しない日本人が増えている。」とも指摘をされております。決して愛さないという形かどうかとは思いますが、そういう空気が流れていると、こういうことであります。そして、さらに「森はあらゆる動植物の生存地で、森林の育成保護や健康的な生態系の環境を取り戻すことが急務」と、こう説かれております。

そうした面で、村としても大変ご努力をされていることはわかりますが、村内の自然に目を向けてみますと、森林育成の方向性がいま一つ見えてこないといいますが、森林組合、あるいは県、いろいろなところからの指導を仰いで進めてはおりますが、この村として、どういう将来像といえますか、その方向性というのを持っておられるのか、例えば、山林や原野の環境美化活動、山林育成、山地の振興活動になどというようなことでありますが、現状は、山道際は美しいという形のものを持たれる方も多いかもかもしれませんが、村を回ってみますと、山は荒れ放題ということをお口にされる厳しい声が聞こえてくるわけでありまして。例年、森林作業は行われておりますけれども、所有者要望に加え、未来への森林育成への基本的な村の考え方、また、対策の方向性をどうとらえ、また、考え、とらえておられるのか、村の考え方、まず、村長にお聞きしたいと思います。

○振興課長

それでは、振興課の所管でありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

近年、森林に対しましては、林業生産のみならず、野生鳥獣との共生が求められているほか、地球温暖化の防止につながる二酸化炭素の吸収源としての役割や森林の持ついやし機能にも注目が集まるなど、さまざまな役割が求められております。

また、村の上水道は、そのすべてを村内の水源で賄っており、水源涵養としての山づくりも重要となっております。

これらの多面的機能を考慮した積極的な森林整備が必要とされていますが、輸入材の増加や住宅建築件数の減少、それから住宅の建築仕様の変化等により、山元立木価格、これは山での伐採した木そのものの価格ですけれども、これは大幅に低下し、林業の採算性の悪化、また、担い手の減少、それから、昔はエネルギーとしての木材利用、こういうものがあつたわけなんですけれども、そういったものもほとんど利用されなくなっているということで、森林と人との多様な結びつきが途切れ、間伐と手入れが住民に行われずに森林の荒廃が進んでいることも事実であります。

あわせて、平成7年に村内に初めて発見されました松くい虫被害は、懸命の駆除にもかかわらず、被害はそのまま拡大を続け、村内のアカマツは大きな被害を受けております。さらにニホンジカを初めとする野生鳥獣による森林被害が四徳地区を中心に発生しております。

このような状況の中、特に小規模で分散している個人有林の整備のおくれが目立っているという状況にあります。

こうした現状の中で、森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、国土の保全と地域林業の質的な向上に重点を置きまして、村内の森林をゾーニングし、公益的機

能を発揮する森林は、保育施業の適期実施と長伐期施業による大径材、太いものですね、その生産を推進し、木材生産を進める森林は、本村の森林資源を有効利用する観点から、本年度から補助事業により間伐等を行う場合に義務づけられた森林経営計画、この作成を支援しまして、近隣の大規模製材工場や地域の製材工場を初めとする地域材消費者への間伐材の安定供給を図りまして、適正な森林作業道の設置による搬出間伐を主体とした計画が森林施業の実施を支援し、均衡のとれた健全な林分造成を目指しております。

なお、これらを計画的に推進するため、平成15年に中川村森林整備計画を作成し、以後、必要な見直しを行いながら施策を押し進めてきております。

また、平成22年に作成した第5次総合計画の前期基本計画に掲げた森林の保全適正、林道の整備、森林組合の育成、林産物の利用促進と活用、治山事業の推進、こういった取り組みも進めております。

以上であります。

○2 番

(高橋 昭夫) 今のお話は、例えば、中川過疎地域自立促進計画とか、ほかのことの予算計画といえますか、そういう中にも言われておりますけれども、山の現実を知るという意味で、この山の境界線、村を回っているいろいろお聞きをしてみますと、山がジャングルで境がわからないというような部分のものもあると耳にいたしますが、山の境界、職員チェックといえますか、そういう部分は、どう把握をされているか、年に一度ぐらい、新しい職員の方は現地を見る、あるいは課長さんも見られるというような形のもの、現状、どうなっておられるかお聞きしたいと思います。

○振興課長

村有林の境ということでよろしいんですか。

○2 番

(高橋 昭夫) 村有林や、あるいは80%……いいですか。

○振興課長

あくまでも、民有林の境につきましては、それぞれ個人の所有者、特に、これは山に限らず、土地の境界というのは、基本的には隣接者同士が確認するというのが、これは大前提であります。

それから、中川村、国土調査を進めてきておりますけれども、途中、国の方針で、山間部より里、効果の大きな里を先に進めろということで、中川村は、今、片桐地区のほうを国土調査を行っておりますけれども、特に大草の飯沼から美里あたりから陣馬形に向けて、それから、四徳については国土調査は済んでおりますけれども、美里の黒牛の風三郎より南側、それから、この上、桑原等については、大草、まだ、国土調査はできておりません。それから、葛島は、基本的に山林も含めて、すべて国土調査はできております。片桐地区については、山林も含めて片桐地区全体を国土調査を進めております。ですので、国土調査を完了した場所につきましては、個人の筆界等は、当然、くいが走って明確になっておりますし、くいがなくなってしまっても、座標値を持っておりますので、現地で境界の復元は可能になっております。

それから、村有林につきましては、それぞれ山の管理等で山へ出向く都度、必要な部分について、村有林について、担当者、または私も同行して境界の確認をしてきておりますが、毎年、すべての、村有林、相当、中川村は持っておりますので、すべて

の村有林を毎年必ず境界を確認するという事はできておりません。

○2 番 (高橋 昭夫) 国土調査は、その係の方が確認をされていくというのは進んでいると思いますが、現地を知る、つまり、中川村は本当に山ってあっての中川村ということですから、その現状を目にするということが、政策上、例えば、まだ、山崩れが、危険な所があるとか、こういう豊かな山が現実にあるのかとか、あるいは、こういう荒れ、あるいは、荒れるといたしますか、放任されているとか、その家の厳しさ、なかなかいけないというような現状をつかむ、そういう中に、これから果たしてどうしたらよいか、そういうことが、また、森林組合などに話し合いの中で生きる基だと、こう思います。私、いろいろお聞きしてみますと、議員の——議員もですね、やはり、全議員が村の中の山の状況を知るという意味で、日にかけて現地を確認したことがあるというふうに聞きましたけれども、やっぱり、現地を見て、ああ、こういうことが大切だなあということは、そういうところに芽生えるんじゃないかと、こう思います。

私は、この山への関心度といいますか、どんな状況なのか、あるいは、山を持たなくても、村の人たちがこの村にどんな目を持ち、感想を持ち、そして、こうしたら、特に、中川村は村、最も美しい村でありますから、そういう部分で、多少、意識を変えて、この美しい村の中に山の形成、これからの管理、保持、そういう形のことを考えなければいけないと、こういうふうに思いますけど、そして、村の皆さん、特に山間の中でお聞きをしてみますと、意外なといいますか、山の話をお聞きするんですけども、例えば、子どもたちに山の尊さを教えるってということがこれからのかなめになり、大事だというようなこと、必要ではないとか、子どもたちは山に大変関心、興味があると、しかし、大人が全く関心がないんじゃないかというような声、あるいは、子どもたちは山に近づきたがっているんだけど、近づかせない、それから、中川の学校教育に自然を使った教育がもっと必要ではないかと、これは、現実には、いろいろやっておられますけれども、もっと、もっともっと山に触れる機会があってもいいんじゃないかと、そしてまた、千葉県などからこの中川村を訪れる、そういう子どもたち、その学校目標というのは、やはり自然に触れる、そして、この自然が教育に必要なんだと、こういう思いを持って、この中川に来ているんじゃないかということを外目で観察とか、見ておられます。村民が山に関心がないのは、大人の問題だという声も多く聞かれます。美しい村と表面だけ言っているけれども、ここに住んでいる人たちが山にどんな関心があるのか、課題などについても、もっと村民に問いかける必要があるんじゃないかという声を幾人にも聞きました。だけど、この前の質問にもありましたけれども、やはり、この意見とか批判とか、そういうものを、住民把握といいますか、関心を持っているけれども機会がないから話さないかもしれません。地区懇談会、あるいは住民懇談会等において、美しい村になったし、この村の森、そうしたものになかなか行けないけれども、今後はどうあったらよいか、そして、まず、手始めにどういうところから始めたらよいか、そして、これから先、どういうことを、やっぱり、みんなで、個人では手が入りませんから、お互いの力で山

をさらに美しくするにはどうしたらよいかというようなこと、この政策に生かすためには、住民懇談会、行政懇談会等を、やはり、私は、やって、その中に政策が見出されると、こう思いますけれども、村長は、そういう面にも熱意を持っていると思いますが、前座前にお聞きしますと、なかなか発言者が限られているとかですね、立場の人しか集まらないって言いますが、それを崩して、やっぱり、方向を変えて、美しい村ですし、あるいは、ほかのもろもろの課題も一緒でもいいですし、何かテーマを絞って、そういう機会をつくるのがいいと思いますけれども、いかがかお聞きをしたいと思います。住民の声を聞く機会をつくると、こういうことであります。

○村 長 昨日は、消防、常備消防の広域化のことについて住民懇談会をやるべきだというふうなご意見をいただきまして、きょうは山についての啓蒙を図るために住民懇談会をやるべきだというふうなご意見をいただいたところでございますけれども、私は、もう、皆さんね、やっぱり、農作業とか、いろんなお勤めとかで疲れて帰ってこられて、その中で、みんな集まると、集会所に来いというようなことで、その中で、きょうは消防について、何日かしたら山のことについて皆さん意見をお聞かせくださいっていうふうなのが、果たして本当に住民の皆さんが望んでおられることなのか、いや、もう、疲れて、やあ、やっとな家へ帰ってきて、スポーツ番組も見ながらビールを飲んで、ちょっと、ああ、やれやれというふうなところでっていうのが、どっちなかいうと本音ではないのかなというふうに思います。だから、住民懇談会というよりも、問題意識を持った、つまり、高橋議員が山について、こういうことをやりたい、ちょっと、こう、しっかりと意見を言わせて、意見も伝えてっていうことをやろうよというふうな形でお声かけをいただいてですね、今、現実には、我々、いろんな方々が、商工業の方もだし、小っちゃな子どもを抱えた皆さんだったり、あるいは、それぞれ、いろんな立場の方々が、いろんな機会、意見交換をするところをアレンジといいますか、セッティングしていただいて、そういうところとお話をしております。ですから、住民懇談会で、無理やり、みんなをですね、呼び集めてっていうふうな形じゃなくて、意見のある方々をオーガナイズしていただいて、組織を生かしていただいて、そうすると、そこで、もし、課題があるというふうなことで、身の周りに、高橋議員の周りに、そのことについて一言言いたいという方がおられるのであれば、設定をしていただければ、そこに行ってお話をお聞きし、お考えを聞いた上で、こちらが今の思っていることをお伝えするっていうことができるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、有志の方々と、そういうものをアレンジしていただくとありがたいというふうに思います。

○2 番 (高橋 昭夫) そうしますと、そういう機会は必要ないと、こういう言い方でよろしいですか。受けとめ方で。

○村 長 そういう機会をアレンジしていただけるとうれしいなということです。

○2 番 (高橋 昭夫) 私は、地域を、どこ、どこって決めるんじゃないかと、やはり、総体、村のさまざまな声を聞くということで、無理やりという気持ちはありませんし、そういうことでなくて、何を望んでいるのか、それは集まってみないとわからない、村長

は、そういう決め込みをされますけれども、しかし、村を回ってみますとですね、村長に言っても、もう無駄だという声がですね、耳にいたします。やっぱり、行政に携わって年数も厚く、いろいろな諸般を持ったり、聞いてもらうこと、あるいは聞かなければならないこと、村民の声をという、そういう有益な場でありますから、たまにはといたしますか、それは、やっているって、どこかでやっているんでしょうけれども、そうでない、開かれた窓を開けると、こういうことが私は大変大事じゃないかと、こう思います。ぜひ、やる方向で、また、庁内でも職員の皆さんの声を聞きながら前向きに検討していただきたいと、こういうふうに思います。

それから、今のお話の中で、村を回ってみてですね、こういう声もありました。それは、村人が望んでいないものを行政はやらないっていう、それ、私は、確かにそうだと思います。村人が望んでいないものをやると、やはり角が立ちますし、やっぱり、その辺を、山を守る、今回の場合、そうですね、と、いっても、みんなが何を望んでいるのか、問題点をつかまないと生きた政治はできないという声もありました。村の人が村のよさをどう感じているか、何が美しい村なのか、村民の声を持って聞く機会をつくるべきだと、こうありましたので、ちょっと申し添えます。

次に、各自治体は、外国人が絡む山林、例えば不動産などもそうですね、売買などに規制条例を設ける動きがあります。

農地には、農地法により一定の転売規制がありますが、森林には、そうした規制が、今回、4月から、多少、変わっていますけれども、売り方、買い方の2者間の合意だけで売買が、まだ、成立できるという部分もあります。

山林・里山売買への事前申請など、独自の村規制などを講じる必要性が急務と思われませんが、村の考え方、村長の考え方をお聞きしたいと思います。

○振興課長

それでは私のほうからお答えさせていただきますけれども、山林に限らず、一定面積以上の一団の措置について土地売買契約を締結した場合は、国土利用計画法により届け出が義務づけられております。

当村の場合、土地計画区域内は5,000㎡以上、土地計画区域以外の区域は1万㎡以上で、契約締結から2週間以内に役場を経由して県知事に届出書を提出しなければなりません。県では利用目的の審査を行い、必要に応じて利用目的の変更の勧告、是正、必要な助言を行っています。

また、一定面積以上の土地について有償譲渡の契約を締結しようとする場合は、公有地の拡大の推進に関する法律により届け出が義務づけられてもおります。

当村の場合、都市計画区域内の1万㎡以上で役場への届け出となります。これは、公共施設等の定義のため、民間の取引に先立ち、当該土地の取得を必要とする地方公共団体等に土地の買い取り協議の機会を設けるための制度であります。

さらに、全国的に外国資本による森林買収が増加している中、その対策として、国では、昨年、森林法の改正により、個人、法人を問わず、売買や相続により森林の土地を取得した場合は、先ほど述べた国土利用計画法による届け出をした場合を除いて、面積にかかわらず90日以内に土地の所在市町村に届け出をしなければなりません。

それから、一方、県では、水資源を保全するためには、いつ、だれが、どのような目的で水源地域の土地の取引等が行われるか常に把握し、当該土地の取引等について適切に指導、監視していくことが必要との判断から、土地の取引等の事前届出制を中心とした水資源を保全するための新たな条例をこの3月に制定しました。具体的には、市町村からの申請に基づき水資源保全地域を県が指定し、保全地域内の土地について売買契約等を締結しようとする3ヶ月前までに必要事項を県へ届け出なければなりません。届け出のあった場合、市町村に意見を求めるとともに、届出情報の公開を行い、必要に応じて当事者への助言、報告聴取、立ち入り調査等を行うとともに、応じない場合は勧告や公表が行われます。

当面は、これらの制度で対応をしていきたいというふうに考えております。

○2 番

(高橋 昭夫) 今、課長も申されたように、いや、安心っていいですか、大丈夫だという形があれば、私はそれで結構でありますけれど、やっぱり、所有者が高齢化したり、何ていいですか、もう、だれか買って欲ればという気持ちの方もおいでになります。山を、ある意味で、村としても財産でありますし、大事にしなければいけない、林道をつくる場合には、その所有者権利により、いろいろな問題も出てくるのかもしれないので、PRを、持主、山の持ち主、所有者さんに、ある意味で、わかるようにしたものを配布をして、そういうことがないように手立てを講じて前へ進んでいただきたいと、こう思います。

3番目であります。

地質学で言うと中川村の多くは花崗岩地帯で、深い所まで風化して崩れやすい、大災害につながる、山砂採取をどうとらえ、規制の必要性がないかということですが、これは、寺平先生も、大変、三六災害、あのつめ跡等を見たり、岩石を分析すると、これほどに中川全体といいですか、花崗岩が多くて、それがもろくて、災害時における、本当に、溶けるんじゃないけれども、大変な弱さがあるので、そういう部分を加味した山砂採取というものが必要だと思うというふうに述べられております。規制の必要性がないか改めてお聞きしたいと思います。村としてです。

○振興課長

山砂採取規制につきましては、既に関係法令等もございまして、所管が建設水道課、それから住民税務課、振興課と、それぞれ部署が異なりますけれども、一括して私から答弁させていただきます。

まず、山砂は花崗岩が風化したものですけれども、採石法では岩石に該当し、採石法が適用されます。採石業者は、採石場所ごとに採取計画を立て、県知事の許可を受けなければなりません。

また、村内における山砂の採取は山林において行われており、1haを超える場合は、森林法に基づく臨時開発許可の申請を行い、これも、やはり県知事の許可を受けなければなりません。

なお、保安林は、土地の形質変更が認められないため、採石は許可になりません。

なお、1haを越えない場合は許可を受ける必要はありませんけれども、村への伐採及び伐採後の造林届書も提出が必要であり、村長は、必要に応じて計画の変更命令や

勧告を行うことができます。

さらに、県自然環境保全条例では1 ha を超える土石の採取を行う場合の県への大規模開発調整地域内行為届け出や景観法及び県景観条例では3,000 m<sup>2</sup>を超える等の土石の採取を行う場合の県への事前届け出も制度としてございます。

これらの県への許可申請や届け出は、村長への意見聴取もあり、村でも事前に内容を把握できます。

一方、県では、無許可での採石を防止するためのパトロールを定期的に行っており、村でも県への情報提供を行っております。

このような状況ですので、現時点では、村独自に規制を行う必要性はないというふうに思っております。

○2 番 (高橋 昭夫) これも大丈夫だというお話であれば、山砂の採取、あるいは残土の面も新しい問題っていいですか、そういう規制があるかもしれませんけれど、山を守るということで、十分に大事に努めていただきたいと思います。

それから、次の質問に入ります。生態系の保護ということであります。

過去、有志による中川村の樹木の調べや植物観察会の活動があり、文化財調査委員会も設置されていますが、それらの調査などを生かした実態の確認、保護の必要性を思いますがということですが、これは、平成15年の2月に、上山さん、高坂さん、お2人が、独自といいですか、関心を持たれて、石仏調査をした折の後に、いろいろな調べを行い、写真も大変な数を持ちまして、「樹木に、これは感動をした写真を撮った。」と、こうあります。種類、72種類、木の本数200以上と、こう言われております。撮影感想として、「病害虫に遭わないこと、また、木自身の生きる強い生命力がほしい。それには人の暖かい援助が必要で、保護の必要性がある。」と、こう訴えられております。

私は、このものの木が古くなりますけれども、そうしたものが美しい村、最もという、そういう加盟をしているという中においては、樹木に山同様に目を向けて、そういう木を守る、そういうことが、大変、そういう心を持つことが大事ではないかと、こう思います。

このお2人の方も、もう高齢で、今、ちょっとベッド生活といいですか、そういうような形ですが、若ければ、これを継続して、こういうふうを守るというような形のを、大事だから行動したいと、こう申しておりますけど、なかなか難儀な状況だと、こう言われております。

調査などを生かした実態の確認、それから、その調査を継続して、さらに有意義なものに活用するという、そして保護の必要性を思いますが、教育長の考え、今後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

○教育長 今、ご質問いただきましたことについてでありますけれども、私も、その中川村の樹木という冊子を、今、手元に持っておりますが、10年ほど前に調査されたもので、地区別、また、樹木別にきれいに――大変きれいに整理されていまして、貴重なものだというふうに思っております。

また、植物観察会の活動の皆さん方の写真等も、いろんなところでも拝見することが多いわけですが、村内の植物を知る上で、これも、また、貴重だというふうに思います。

これらは、ともに村誌の自然編に可能な限り生かされてきております。

ご存じだと思いますけれども、現在、そういった植物関係で村の文化財に指定しているものは、ウチョウラン、中西の桜、石上の松、そして丸尾のブナということになっております。4種類であります。

今後のことでありますけれども、この樹木の調査も、もう10年前のことでありまして、既にこの冊子の中に載っている写真も、もう、姿を消しているものもあります。そんなことも含めまして、そういった調査内容を参考にしながら、文化財調査委員会において、実態の、まず、確認を、まず、したいというふうに思います。その中で、村として保護をしたり、また、これは文化財に指定するだけの価値があるというものがあるとすれば、そういったものを検討して対応していきたいというふうに考えております。

ただ、樹木とか、あるいは植物につきましても、個人所有のものがあったり、また、それが生えているといいですか、ある、その土地は個人所有の土地であったり、いろんなことが考えられますので、十分、そういった関係者の皆さんと話し合いを持って進めていかなければならないとも思っております。

また、植物観察会の皆さん方の中に、今までにいっぱい撮った、その写真やなんかを、大変貴重なもので、既に、もう、絶滅に近いものもあるということから、1冊の写真集といいですか、冊子にしたいという声もありますので、そういったことも含めながら、今後、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○2 番 (高橋 昭夫) 植物を村の文化財という形にしますと、逆に所有者が手を加えられないとか、はれものにさわるような状況で見守るといような形になりますので、大変かと思いますが、やはり、村の中に、例えば、ここは日本で言う北城、南城のさまざまな植物がある所だということは伝えられております。ユズにしましても、あるいは、ほかにもギンモクサイ、キンモクサイ、キンモクセイ、ほかにもさまざまな植物が古木として存在をし、そして、そのものが年を、年輪を重ねるごとに価値観が増大することになれば、これも山同様に村の財産でありますので、今、教育長、申されましたけれども、この資料、調べを大いに有効に生かされて、今後継続、さらに、それを発展的に生かしていただくということが村民にとっても喜びの思いにつながるんじゃないかと、こう思います。

それから、今、教育長、申されましたけれども、植物面でいきますと、山の中の自然ってというのは、例えば雑木ってというのは、私どもは排除しなきゃいけないというふうに頭で思いますが、雑木を排除することによって、植物が、例えば絶滅植物とかですね、絶滅危惧植物、あるいは、そうしたようなものささまが途絶えてしまうというふうな部分もあるわけですが、これは、私も図書館か

ら借りてきて、中川村の環境庁レッドリスト植物記載植物という形で生育が確認できたもの、絶滅危惧、それから絶滅危惧、これもいろいろな種類があるようですけども、大変な向きのものが、もう、このまま置くと、滅びてしまうと、ここだけにあるとかですね、そういうものがあり、経過していますので、そのものについて、十分な対応をされているものもあるかもしれませんが、アツモリソウ、イワチドリ、オキナグサからサクラソウ、聞いて、え？そんなに危険なのかと、そういう部分のもの、ウチョウランもそうですけれども、そういうものを、やっぱり、花あって、山あって、この美しい村に連動して生きると、こういうことであれば、こういうものを目を向けて大事にする、そして、さらに増えるような手立てを、私はしなければいけないのではないかと、こう思います。実際に現地を回られ写真に収められた皆さんは知恵者でありますから、こうすれば、ああすればというものは持ち合わせておりますので、そういう好機の目を持たれた皆さんを、そういう方も財産でありますから、そういう人の知識を生かして、村が植物の豊かな、光り輝くというか、そういう村につないでいってもらいたいと、こう思います。

次に、この大きな2番目の質問をさせていただきます。ふるさと創生と中川どんちゃん祭りについてということであります。

村の個性や独自性が生かされ、ことしも中川どんちゃん祭り、盛大に行われました。大体何人ぐらいの方が集まったのか、まず、最初にお聞きしたいと思います。つかんでおられるでしょうか。

○総務課長      どんちゃん祭りの集まってこられた人数については、総務委員会で推計をいたしました。いたしましたけれども、これもはっきりした数ではございませんが、駐車場の埋まり具合、それから、当日の会場の込み具合と勘案しますと、新聞では約1万人、私どもでは9,000人～9,500人くらいはお見えになったのではないかと、延べの人数であります。そういうふう考えております。確実に昨年よりも、飯田市のリングゴまつりは競合したのか？競合していないようでありますので、そういったこともあわせますと、昨年よりは確実に増えているだろうというのがどんちゃん祭りの総務委員会での見解でございます。総務部会です。すみません。

○2 番      (高橋 昭夫)  村民総意の努力で22回という数字を数えるわけですが、このふるさと祭り、楽しい思い出とともに、時代の流れに即応して諸課題も生まれてきているんじゃないかと想像いたします。毎年、その部会が反省をし、次年になりますと、また、当初に、そうしたものをもとにして、ことしはどうしたらいいのかということの繰り返すといいますか、よき方向にご努力をされ、村民も多くの人たちがボランティア意識を持って、この村が夏祭りになるよう、元気な村になるよう、知恵を出し、陰に努力をされてやっているわけであります。

ことしのどんちゃん祭りにどんな感想を持たれ、また、今後どんな展望といますか、課題、そうしたものを含めて、村長に感想をお聞きしたいと思います。

○村 長      どんちゃん祭りの感想と展望というふうなことでご質問いただきました。本当に、どんちゃん祭りにつきましては、本当にたくさんの住民の皆さん方、議会

の皆さん方も含めてですね、支えていただいて、おかげさまで盛大にできて、大変ありがたいことだというふうに思っています。

それから、花火なんかについても、寄附なんかをたくさんいただいて、本当にありがたいことだというふうに思っております。

お祭りだけではなくてですね、いろんなことに関して、中川村の高齢化とか、あるいは担い手不足ということが心配する声がどんどん高まっているわけなんですけども、そういう中で、これだけの大きなイベントを成し遂げるっていうのは、住民の皆さん方の中にもですね、大変、負担も、その辺、多い、大きいことだと思います。にもかかわらず、だんだんと、今、お客さんも増えるような形で盛況をさせていただいているということで、村内のみならずですね、村外からも評価が高いっていうのはありがたいことです。

何年か前には、もう、すごく大変だから、そろそろ潮どきではないかというようなご意見もあったわけなんですけども、そうは言ってもというふうなことで、何とか続けようよというふうなことで続けてきて、ことしなんかは、総代さんなんかに来年やるかどうかというふうなことをお聞きしたところ、どなたからもですね、もう、そろそろごしたいというんですか、もう、継続が、負担が大き過ぎるので潮どきではないかというふうな声は、どなたからも出ずに、また、継続していくべきであるというふうな全員の一致したご意見が出していただけて、それも本当にありがたかったかなというふうに思います。

当日も会場にいたわけなんですけども、改めて、こう、その祭りの最中にいたところから一步引いて、テレビですね——ケーブルテレビの再放送なんかを見ますと、本当に、そこで私が行ったときに思った以上にですね、特にみこしの周りなんかには、若い方々、男性のみならず女性の方々もお祭りにふさわしい衣装で身を固めてですね、おみこしの周り、みこしに乗ったり、みこしを担いだりというふうなことで参加をしておられて、本当に、若い人たちが男女を問わず元気にかかわってくれているなということが、また、改めて、大変うれしいことだなというふうに思いました。その中には、普段、学校だとか、あるいは仕事とかで村を離れている若い人たちが、どんちゃん祭りのときにはというふうな形で帰ってきてくれる、そういうきっかけにもなっているだろうし、あるいは、自分だけじゃなくて、自分の職場や大学、学校の友達なんかを引き連れてですね、みこし担ぎに来てくれよというふうなことで声をかけ合って、村外の若い方たちも随分来てくれているのではないかなというふうに感じました。

それから、小っちゃい子どもたちですよ、何よりも、小っちゃい子どもたちが、村内の子どもたちはもちろんですけども、中川村で生まれてないけども、お父さん、お母さんが中川村出身というような、そういう子どもたちもお父さん、お母さんと一緒に里帰りをしてくれて、そこで花火を見、着ぐるみのショーなんかを見たりして、すごく強い印象を持って自分のふるさとは中川村なんだというふうなことを思っ帰ってきているんじゃないかと思えます。そういう意味で、今の住民だけじゃないところまで中川村というものの存在感というのが広がっていつている、心をつないで

いく、その大きなフックになっているかなというふうに思います。ですから、これは、私としたら、いろいろ負担も大きいとは思いますが、何とか続けていきたいというふうに感じております。

ただ、その負担を何とかしていかないといかんのですけども、これだけたくさんの大勢の外からの方も見えているんで、外からの方も含めてですね、運営面での参加みたいなことができるようなことになってくればいいのかと思いますし、いろいろ役割があり、この役割の人がこれをとということだけではなくてですね、今は、その若い人とかで、特に地区の役員とかでもないけども、どんちゃん祭りについては、自分ももっと運営面にかかわりたいみたいな人もあらわれてくることを期待して、また、そういう受け入れの枠はつくっているわけですけども、なかなか、そういう方、ことしは1人だけだったのかな、1人だけだったかと思えますけども、そういう方も、また、仲間を引き連れて、だんだん増えてくれるとありがたいと思えますし、私の、前から、ちょっと個人的に思っていることは、せっかくステージが前日からあるので、例えば、若い人が金曜日の夕方とかにステージを使った、何かどんちゃん祭りイブみたいなイベントを若い人が企画をして運営をするというような、それはやらせろよみたいな、そういう声が上がってきて、それは、実際、見た上で、可能かどうかの検討はするわけですけども、そんなふうな声も上がってきて、こういうイベント自体もいろんな層に広がっていくようなことが起こればいいなというふうに思っています。そういうことで、運営面での、今の体制から、もう少し人を増やして行って、充実させながら、どんちゃん祭りを末永く継続できるようなことを模索していきたいというふうに思っています。村民の皆さん、村内の子どもたち、そして村外の縁のある人たちに中川村をしっかりと心の中に植えつける大変大きな、意義あるイベントだというふうに思っています。

○2 番 (高橋 昭夫) 村長も申されましたけれども、テレビ中継があつて、家にいても見られるということで、これは結構なことと思いますが、祭りの中では、子どもたち、そしてまた、お年寄り、体の弱い弱者っていいですか、体の弱い皆さんへの対応っていうものも、今で十分なのかもしれませんし、そういう配慮が必要かと思えます。

それから、安全面という面では、最近、どうも、幾つかの花火の事故がありましたけれども、村の皆さんの声をいろいろ集めてみますと、やっぱり、一度、そういう許可が下りたという形のものも、何か事故がありました、あそこではできないんじゃないかという声も聞きます。本当に、そういう面では、事故もなく、そしてまた、あの花火を見に来るといふ方、上下伊那、村外から大勢来られるということで、事故への対応っていいですか、ないようにという認識を持って、お祭りを守るということはみんなの願いじゃないかと、こういうふうに思います。

それから、専門的な交通整理の仕方といいますか、ことしの場合も、その予算を加えて、ガードマンっていいですか、できるだけ、安協といいますか、交通部の皆さん、努力されまして、私も6年ばかりやりましたけれども、余り、何か、そういう皆さんにとっていうのも還元されたようでもあります。ガードマン、プロの皆さんを、ある時間

の終わりのほうですけれども、やっぱり、祭りっていうのは、自分が酒を飲まずに「おいしいで。」ってお酌、勧めても、なかなかついで、和気あいあいの気分っていうものがありますもんで、ある時点へ行きましたら、そんなに甘くはありませんけれども、しかし、役場の職員の皆さんも一堂に飲むものは飲んで、自分が飲んでおいしかったら「おいしいで。」って勧めるとかですね、そういう和みの中に、やっぱり祭りの意味もあるし、それを皆さん求めていると思います。交通整理、ガードマン対応っていうのはどんなふうだったか、ちょっとご説明いただきたいと思えます。

○総務課長 実は、このお話は、どんちゃん祭り実行委員会での答えになろうかと思えますので、個々のですね、部会で、今現在、それぞれのお立場で責任を持って、総括といいますか、反省をしていただいて、最終的には9月25日の部長会の中でご報告、それが、また、来年以降に生かされるということをございますので、ここでは、ちょっと、村としてのまとめは申し上げられませんので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○2 番 (高橋 昭夫) このどんちゃん祭りは、昭和63年に行われ、始まりまして、村の商工会、農協が、つまり、その中で一番どういうことについていう工面をするっていう経過の中での目玉は——目玉といいますか、ことは、基本は、マンネリ化をしないようにと、こういうことで、村や商工会、農協が持ち回りで、同じ形でないプランっていいですか、計画に基づいてやる方がいいんじゃないかというのが現在に結びついていて思えます。みこしも、手づくりみこしがやめられたり、また、再起されたり、本当に、そういう部分は、あの祭りを見ていると、やっぱり、自分のところにも欲しいというような形もあるかと思えますし、それに関係のない人も一緒に担ぐと言えば、危険的に許可にならないと、そういう思いもあるかもしれませんが、参加することというのを思えば、そういうものも大いに大事にされてやっていかれたらと思えます。

最後にですけれども、私は、このどんちゃん祭りで、ちょっと1つ思うことがあるんですが、飯館村の皆さんが、これは地震の関係で来ていただいております。みんな喜んで帰っていただいていると思えますし、その中で、議会が余り、議会、議会という形じゃなくて、自然の中に溶け合のついでというのは、私はそんなふうに思いましたもんですが、これは、やっぱり大事に、そして、皆さんの明るい励ましにつながればと、こう思いますが、中川村として、昭和36年の大災があります。17名亡くなって、そしてまた、特に、四徳、桑原の皆さん、それ以外の方もおいでになりますけれども、多くの方がこの村を、残念ながら去ったという経過があります。その皆さんの心は、やっぱり中川村というのは心のふるさとであるという、心なんですよ、私も時々、もつとも70なり80なりという高齢な方が多いわけですけれども、涙ながらにして「歳を取ってくると、このふるさとを思い出してならない。」と、こう申されます。そして、飯館も新聞などには載ったりして、これは、ここの努力といいますか、前向きというものが、広い視点で、私はいいことだと思いますが、ふるさとに育った、やむなくここを離れた皆さんにも、おもてなしはできないけれども、この中川のどんちゃん祭り、1つのイベント、だんだん元気になるし、村も変わってよくなってきたので、その現

状を語られる中で、見ていただくということがと思うのでという案内状といえますか、紙1枚でいいかと思います。親戚とか、そういう形で、先ほどお話がありましたもので、それはあるかもしれませんが、やっぱり、ふるさとの祭りですから、この中川村に関連のある皆さんで、特に災害が起きて泣きの涙で離れた皆さんにも一緒に、この村の参加していただくというのが、私、全協でも申しましたけれども、50周年には、それ、実現しませんでした、余り表立ってという必要はありませんけれども、四徳、桑原の皆さんに目を向けていただいて、そしたら、本当、また、涙を流して喜んでいただけるんじゃないかと、こう思いますけれども、そんな点について何感じることはありません、また、前向きに検討していただける——検討するというか、そういう思いを持っていただきたいという願いのことですが、何か思うことがありましたらお聞きしたいと思います。

○総務課長 36年の災害で村を離れた皆さん、四徳地区を中心にして、上伊那、下伊那、それから、村外、愛知県等に行かれた皆さん、ふるさを思う気持ちというのは、実は、被災後50年目が平成23年だったかと思いますが、そのときに記念碑を除幕をしたいがどうかということで、有志の方が中心になっていろいろされたり、あるいは、その地区——被災地区をめぐるというような企画も行われました。そういう中で、いろいろ、そういうお声も聞かれておりましたし、議員さんにも、そんなようなお話をいただいていることは理解しておりますが、現在となりましては、ちょっと、どこにどういう方がいらっしゃるかというのは、あの当時でしたら、歴史民俗資料館の学芸員の先生方を通じて何人かは紹介をいただいていたようなこともできたかと思いますが、全員を把握することは非常に難しいというのが1つあります。それから、どんちゃん祭りというところに招待するには、時期を逸したのかなという気もしますし、ましてや、このことはどうしようっていうことは実行委員会全体の問題ですので、それなりの節目の年に改めてやったらどうかという声が起きるかもしれませんので、これは、1つ、住民の、議員さんでもありますが、住民の方のご意見としてお聞きをして、つなげていきたいというふうに思います。

○議長 これが高橋昭夫議員の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時とします。  
[午前11時52分 休憩]  
[午後1時00分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。  
ここで発言の訂正の申し入れがありますので、これを許可します。

○住民税務課長 先ほど大原議員さんの答弁の中で、来庁の際に指導というふうに、私、発言してしまいましたが、来庁の際に調整をさせていただきましたので、調整というふうに訂正をさせていただきますと思います。

○総務課長 高橋議員の質問の中で、本年度のどんちゃん祭りにどのぐらいの方が見えたかということでもありますけれども、総務宣伝部会の推計として9,000人～9,500人と申し上げましたが、総務宣伝部会では8,700人と見ているのが正確でございますので、訂正

をいただきたいと思います。

○議長 1番 中塚礼次郎議員。  
○1番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました高齢移動弱者のためのタクシー代助成制度の早期創設、それから、村営巡回バス発着拠点の冬期と夏期の待合場所の改善対策の、この2点について質問をしたいというふうに思います。

高齢移動弱者のためのタクシー代の助成につきましては、村長の公約にもなっています。高齢移動弱者のためのタクシー代の助成の早期の制度化を待ち望んでいる高齢者の声を聞きます。この制度について6月の一般質問で事業化に向けたヒヤリングでの概略の考えは聞きましたが、制度化に向けたその後の検討内容について質問をいたします。

高齢化の進行によってひとり暮らしや高齢世帯が増えてきていますが、村の巡回バスやダイヤモンドタクシーを移動の手段として利用がされてきています。バスを利用できない目的地や前もって予約のできない緊急時の移動手段としてタクシーの利用が必要となるわけであります。移動手段を持っていない高齢者にとって、安心して生活できるすばらしい制度だというふうに私は思いますが、それだけに早期の制度化を待ち望んでおります。制度化のめどについて考えをお聞きいたします。

○保健福祉課長 6月の議会定例会でも概略のお話をさせていただきましたけれども、現在、制度について検討しているところでありまして、今回の議会でも担当の委員会において協議をいただくように計画をしております。それで、細かい内容につきましては、できれば控えさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、平成26年4月からこの事業を行っていききたいというふうに考えております。

また、中川村地域公共交通会議で全世帯向けと、それから巡回バスの利用者、NPOの乗り合いタクシー会員向けにアンケート実施をするようでもありますけれども、また、その結果についても、反映できるものは反映したいというふうに考えておりますが、そこら辺も注視していきたいというふうに考えております。

○1番 (中塚礼次郎) 6月のときにお聞きした内容、概略の考え方が基本にはなっているかというふうに思いますが、今、課長が申されたように、この議会の会期中に委員会等でも図られるというような内容でありますので、ぜひ、いい方向で持っていただきたいと思いますというふうに思います。

それで、次にですね、対象となる高齢者の範囲ということについてであります。既に制度化されており組まれておりますお隣の松川町ではですね、私が6月に聞いた概略の内容とは、ちょっと中川とは多少違うというふうに思いますが、対象を65歳以上のひとり暮らしのお年寄りと身体障害者の3級以上、それから、介護を受けている者を対象とするということで、介護度3以上というふうな内容であるようではありますが、年間に1人1万9,200円の初乗り料金の24回分をタクシーのチケットとして発行しているということで、平成24年の実績につきましては、対象者が671人、723万9,000円が助成として出されているというふうにお聞きしました。松川町では、現状の制度の中での問題点として、65歳以上のひとり暮らしということが対象で、その方が自動

車の運転ができるか、できないかというふうなことに関係なく出ているというふうなこともありまして、若い者との同居の高齢者からは、車で外出をお願いするにも、勤め関係なんかでなかなかお願いできないし、若い人に日曜日あたりにどこかへ行ってくれというふうなことも、なかなか嫁さん等にも気兼ねで、なかなか思うようにならないというふうな声があるという中で、片や65歳以上で、今、65歳っていいますと、私より1個、歳が上ですので、ただ1つ違うだけで、車で、結構、そういう人たちが見ていると、飛んで歩いて、自由に飛んで行けると、私たちは、家族がいるけれども、なかなか、そういう人と比べると、思うように、車の免許がなくて交通手段がないので、家族を頼るしかないというようなことで、そんなことから、公平性を求める声が非常に多くて、懇談会の中でも、そういうことの声も多いし、議員当たり、議会の中でも、そんなような声があって、見直しを、ちょっとするべきじゃないかというふうなことが始まっているようであります。

それで、私は、中川でこれに取り組むについては、松川とは内容がちょっと違うというふうに思いますが、まず、公平性というふうな点も十分に検討して対象の範囲を設定する必要があると思うわけであります。それで、対象となる範囲について考えを聞きたいと思えます。

○保健福祉課長

松川の例を出していただきましたけれども、松川町では、ひまわりタクシーという形で65歳以上のひとり暮らしの方すべてにチケットを配っているということでありまして、ちょっと私がお聞きしましたら、200円券を96枚というような話を担当課長からは聞いておりますけれども、やっぱり、今、言われたように、車があっても、なくても65歳以上のひとり暮らしであれば配っているというような話を聞きまして、松川町としては、そこら辺を制度を見直していきたいというような話もされてきたところであります。

それから、飯島町では、75歳以上で車、移動手段のない方ということでありまして、交付が約183人で、実際に利用した方が156人ほどということで、利用率は72%というようなことを聞いておりますが、高齢者のいる世帯で、若い衆が、昼間、働きに出てしまうと移動手段がないけれどもってというような話もしましたが、飯島町としては、そういうふうにしていくと歯どめがなくなってしまうということもありまして、きちんと、その交通、移動手段がない世帯とか、そういう方だけということでは言われておりました。

やっぱり、そういうことだというふうに私も思っておりますし、また、委員会の意見も聞かなくてはならないと思えますけれども、そこら辺も出しながら、また、調整を図っていきたいというふうに思っております。

○1 番

(中塚礼次郎) 今、課長のお答えのように、そういう点も十分よく検討してもらって、後で見直しが必要だというふうなことがあればするということですが、松川の例でいくと、一たん、ちょっと広げたものを、ここでちょっと見直しをして、今より下げることが非常に難しいと、こういうことが、松川としては、非常に、そのところが頭を痛めているということがありますので、松川の場合には、65歳以上のひとり暮

らしに制限をつけなんであれしたということで、それと、高齢者の、ちょっと中川とは関係ないんですけど、介護を受けている者でも3以上になるとほとんど自分では動けないということになると、そのチケットを使って家族が使うというのを、全くそうでないお年寄りの衆が、もう、自然に目につくんで、そういうふうなことから、この不公平じゃないかというような不満として、今、出ているようなことがありますので、十分に、その公平性とかいう点を検討していただいて取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それから、今、次にですが、申しました制度の対象範囲とも関連があるわけですが、6月のときに課長のほうからちらっと概略のところでも触れていたと思えますが、所得による制限について、その必要性和考え方を、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○保健福祉課長

所得による制限というのは、6月のときには、どうするか検討したいというような話であります。設けないほうがいいのかなあってという思いは多少しておりますけれども、配る方が、村税とか、いろいろ滞納しているというような場合には、交付しないような方向でいきたいということで、ちょっと私の考えであります、そんなふうに考えております。

○1 番

(中塚礼次郎) なかなか所得の制限っていうふうになってくると、非常に難しい面があるというふうに思えますので、そこらの辺も考えには余り置かないほうがいいんじゃないかというふうに、課長の、今、ご意見であります、慎重に検討をいただいて決定をしていただきたいというふうに思えます。

利用補助の方法と、それから、指定への考え方を、ちょっとお聞きするんですが、松川や飯島のようにチケットでの発行ということが考えられるわけですが、補助金の額、それから、使用用途に対する制限というふうな問題もあろうかというふうに思いますが、補助の方法と内容について考えをお聞きします。

○保健福祉課長

利用補助の方法ですけれども、前々からチケット方式がいいかなあということあります。それで、飯島町の例を言いますと、飯島町にはセブntaxi会社があるわけですが、飯島町に住所を有するそのタクシー会社ということの利用でありますので、セブンだけしか使えないということでありまして、担当者に話を聞きますと、飯島町の人が駒ヶ根の病院へ行って、病院から駅まで、例えば帰ろうとしたときに、今、タクシーは使えないわけですが、そんなようなことが、多少、この利用者から、こう、利用者のこういう声としてあるというようなことも聞いておりますけれども、そこら辺をどうしていくかというようなこと、例えば、飯島のタクシー、駒ヶ根のタクシー等を使えるようにしてとか、例えば飯田市のタクシーもどんなふうにしたらいいのかなあというようなこともありますし、そこら辺のところについても、また、委員会のほうで検討していただきたいというふうに思っております。

○1 番

(中塚礼次郎) 中川にはタクシー自体がないわけで、松川のタクシーを使ったりということで、利用する立場からいうと、今、課長が言いましたように、用事を足した後には駅までタクシーで向かうとか、駅までタクシーで行って、そこから目的地までタ

クシーを使うというようなことがあるかというふうに思いますので、できるだけ不便のないような使い方ができるように検討をしていただきたいというふうに思います。

タクシーの助成制度についての質問は以上といたします。

次に、2つ目の村営巡回バスのチャオ発着拠点の冬場と夏の時期であります。待合場所の改善対策についてということで質問をいたします。

村の巡回バスは、利用する高校生や高齢者の方にとってはなくてはならない移動手段としての交通機関となっているわけでありまして、利用者の減少にある巡回バスについて、先ほども課長のほうから話がちょっと出ましたが、今年度から運営の見直しに着手して、村の現状に合った交通体系を構築して、来年の10月をめどに新体系に移行するという計画が進められるというふうに聞いております。そういう中で、交通弱者や買い物弱者などの方などに使いやすく便利なバスの運行が行えるように、ぜひ、みんなの知恵を出し合って、すばらしい、そういった交通機関になるように取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

それで、巡回バスのチャオの発着拠点には、常設の待合所と駐輪所も完備されているわけでありまして、多くのバスの利用者は、待ち時間で買い物をしたり、チャオの情報発信フロアを利用して、バス待ちの場所として利用をしております。

しかし、毎月の第1水曜日と第3水曜日は、江戸屋さん側の定休日のために情報発信のフロアは利用できないという状態です。今まで巡回バス利用のお年寄りの方たちからは、寒い冬の期間と暑い夏の期間を利用できるようにしてほしいという声が多く出ておりましたが、これらの要望に対するご意見の中には、月2回だけだから、そこまでやれというのはサービス過剰だというふうな意見や定休日でない日を利用すればいいじゃないかというような意見、施設の管理上、問題が多いし、責任は一体だれがとるんだというふうなさまざまな意見があります。

私は、お年寄りがいつまでも元気で村の巡回バスに乗り、買い物をしたり、診療所に行ったり、自分のできる範囲を精いっぱい暮らす、そのことがお年寄りにとってとても大事なことだというふうに思います。

今は、お年寄りと若い者の好む食べ物も違います。昔は、それぞれの好みを言える生活ではありませんでした。お年寄りは、家族の分まで買い物をするというのではなくて、自分の欲しい物、せいぜいおじいさんの好きな物を買ってくるというふうなことで、買い物を楽しむということが主だというふうに思います。お年寄りにとっては、生活の幅をできるだけ広げることが大切なことで、最も必要なことだというふうに私は思うわけでありまして、ここ数年、異常気象によって、冬は厳しく寒く、夏は耐えられない猛暑ということで、私は、そんな中で、寒い冬の期間と猛暑が続く夏の期間、次のバスまでの待ち時間をお年寄りが安心して月2回の定休日に情報発信フロアの利用ができるように改善すべきではないかというふうに考えます。村としての考えをお聞きしたいと思います。

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

巡回バスの利用者は、チャオの情報発信のコーナーといますか、フロアで待ち合

○総務課長

いをしているということでもありますけれども、現状では、おっしゃるとおり、第1第3水曜日は、共同店舗チャオの北半分、JA農産物直売所田島ファーム、カフェ・セラード、ニルス及び江戸屋さんが閉店となるために、防犯上からマルトシ側のシャッターを下ろし、正面玄関を閉めております。情報発信フロアと店舗を仕切るシャッター、これは柱を立ててシャッターを上から手で引き下ろすタイプでありますけれども、このシャッターはあるわけでありまして、今、申し上げたとおり、正面玄関とマルトシ側をロックをしておりますので、田島ファームの店舗のみネットで仕切っているというような、締め切るような状態でお休みは迎えているということのようでありまして。

利用者の方は、チャオが閉店となります第1第3水曜日は、情報発信のフロアに入れないということをおよそほとんどの巡回バスの利用者の方は心得ているようでありまして、チャオのベンチですとか停留所の待合ベンチで待っていて乗り込むという方はほとんどいないと、このことにつきましては、NPO法人やらまいか、これに委託をしておりますけれども、運転手の方に聞いていただいております。ただし、この運転手の話によりますと、冬にかけてチャオが休みとなる第1第3水曜日にバスを乗り継ぐ利用者が2人～3人だと、共同店舗が休みとなることを十分承知をされていて、どうもお買い物には立ち寄っていないというようなことのごようでございます。

お尋ねの、その猛暑、厳寒期に情報発信コーナーを開放して待ち合いにできないかということについてでありますけれども、まず、このことをするには、共同店舗と情報発信のコーナーを明確に切り分けることが必要になります。つまり、手動シャッターをこの日に限って閉めることができれば、情報発信のフロア、コーナーは開放することができます。ただし、月2回とはいえ、開閉をだれが行うのかという問題が生じるわけでありまして、これは共同店舗側の都合によるものではないために、村の責任と、直接、開閉を行えない、村が行えないという場合は、その手間、かかったものについてシャッター開閉を委託しなければならないということが生じるかと思っております。

情報発信のフロアを解放せずにバスの待合者の方は第1第3水曜日にはほとんどいないと、現状でそういうことでもありますので、ということは、利用者が既にこのことを熟知をして、利用者が熟知をされていて、チャオでの買い物を含まれたバス利用を控えているんだらうということが想像できます。先ほど議員もおっしゃったとおり、違う日に必要な用は済ませると、片桐診療所に寄る、違う日に買い物をチャオで済ませるというようなことが考えられまして、あえてシャッターを開閉の費用を発生させてまで情報発信のフロアを開放する必要があるかということをおよそ、どうしても考えなければならぬということでございます。

もう1つ、ことしは非常に暑かったわけでありまして。この猛暑の夏を過ごす場所として、共同店舗側、薬局、加藤薬局の南側と田島ファームとの間に、ちょうど西側を向いたような場所にベンチが並んでおります。この並んでいる一角があるわけでありまして。午前中の、その日が高くなるまでは、共同店舗の建物が日光を遮る格好になりますので、この場所で涼んでいただいて、バスを待っていただけないかということが1つ考えられます。共同店舗の南は無休で営業しているマルトシさんのわけでありま

すけれども、これは非常に虫のいい話で、これはマルトシさんに了解を取らなければ、当然、できませんけれども、マルトシさんのほうで買い物を済ませたついでに、バスを待つのを、多少、店舗の中で、バスを待つまでの間、店舗の中で涼んでいただけいか、これは、マルトシさんのご理解とご協力が第一ではありますけれども、そういうことができないだろうかということも案の1つかと思います。

先ほど委託をしておりますNPO法人やらまいかの運転手の方の話によりますと、猛暑の夏よりも冬の寒さが利用者にはこたえるというようなことを言っているようでもあります。

チャオは、巡回バスの集まる基地になっておりますので、バスの中には出発まで30分ほど停車する便もあります。これは、その便を利用しての話でありますけれども、こういった便もありますので、一時的にせよ、バスの中で暖をとるということもできないことではありません。ただし、この間、アイドリングをしなければいけないという問題もありますから、これが環境に対してどうかという問題は生じるわけでありませ

す。そういういろいろなことを、対応策を個別に考えつつ、総合的に考えてみまして、現状では、利用者の方のほとんどが、第1第3水曜日については、利用を、どうも、あそこでの利用を控えているような傾向が見られるということから、あえて、このような状況の中で情報発信のフロアの開閉というのはいかななものかというのが、今、担当課としては考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○1 番 (中塚礼次郎) 総務課長の今のお答えですが、私、チャオの理事長の江戸屋さんのところに行っても、相談をして話を聞きました。江戸屋さん、あそこにシャッターがあつて下せることは下せると、こういうことであります。また、管理の、課長の言うように管理の問題がありますけど、江戸屋さんは、本来なら無休で営業をしたいんだけど、自分の店の家族での従業員の中では、月の2回の定休日は、幾らそういった人たちのためといっても、なかなか厳しいものがあるという話でしたが、今、総務課長の言うように、例えば、農協の金融の待ち合いの中を、そのものにちょっと借りるっていうふうな、ちょっと抵抗があるのかなあというふうな話もしましたし、総務課長の言うように、マルトシさんの店の中の、ちょっと一角を、当初より、相当、売り場を広くしてきて、いっぱい、なかなかぎりぎり、こっちのほうにはみ出すくらいの営業のような内容をやっているというふうな状態だということですが、そこを理解いただいて、大勢ではないので、何人かが、ちょっといすがあつて、買い物をした後、そこで、七久保のAコープあたりは、確か、テーブル1個置いて、4人くらいがちょっと物を食べながら、コーヒーでも飲みながらという場所が店の中に、そういうお客さんのためにとってあるんで、そこらの辺がマルトシさんに理解いただければ、相当な無理をしなくてもできるんじゃないかというふうには私は思うわけですが、問題は、今、総務課長が言いましたように、お年寄りが理解しているから費用をかけてやらなくてもということでもありますけど、村が年寄りがいつまでも元気っていうのは、村営のバスを使って、本当に自分が欲しいなと思ったり、ちょっと着てみたいな、何

年か買い物をしないで同じ物を着ているで買ってみるかなっていったり、おじいちゃんが好きな物を買ってきて、なかなか、年寄りの買った物は、若い者は余り好まないっていうような傾向がどこのうちにもあるかと思いますが、本当に年寄り、そういうふうなことで生活をしているんで、やっぱり、この中川の年寄りがいつまでも認知症にならなかつたり元気でやるっていうのは、行動の範囲を狭めるんじゃないで、行政の幅広い、言ってみれば、施策というよりか思いやりの部分だというふうに思うんです。そういうことで、行政としては、その部分の思いやりの部分を広げるっていうことが大事じゃないかというふうには私は思いますので、簡単に、なかなか難しいぞ、費用もかかるし、責任はどうするかというふうな結論をすぐ出すんでなくて、福祉課長がさっき言いました巡回バスの検討もアンケートもとってやっていくわけでありませので、そこらの辺もちょっと加味しながら、検討の中でどうしても無理だということならだけど、お年寄りの行動範囲をいろんな制約で狭めるんじゃないで、できるだけのは、そのできる範囲を一生懸命生活してもらっているのが、これは、元気なお年寄りをいつまでもということの秘訣だというふうに、重要なことだというふうに思いますので、お答えはいただきましたが、今度の巡回バスの中川村に最も合った体系の構築にあわせて、その点も、もう一度、完全に切るんでなくて、お年寄りの少ない人数の利用者の声かもしれませんが、これからどんどん高齢化ということで、私たちもいつかお世話にならなければならないときがあるかというふうに思いますので、ぜひ、その点を慎重に検討いただいて、いい結果の出るようお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○総務課長 すみません。実は、今、バスの体系の検討をされるようだというお話がありましたので、実は、そのことをちょっとお答えしようと思っておりましたので、つけ加えさせていただきます。

それから、その前に、マルトシさんの理解をいただければ、あの一角で涼ませていただければと申し上げましたが、その南のほうにJAの金融もありましたので、ただ、金融の窓口に待って年寄りの方が座っているっていうのは、非常に、私個人でも嫌ですから、多分、無理かなあと思いますので、それはそれとして、でも、1つ、いいのかなと思ったりしましたが、それからですね、今、お話がありましたとおり、巡回バスのルート、それから、便数、時間、こういったものを、バスのその利用する側の皆さん、それから、利用ができない、こういう状況だから利用ができないんだよという村民の方の声、こういったところから、もう一度考え直していきたいということでもあります。地域公共交通確保維持改善事業で高校生以上を対象にして住民アンケートを行います。これから9月末日までということ、期間が非常に短いわけでありませけれども、短い割には中身がみっちりあるというアンケートなんですけれども、このアンケートの中で、バスの利用者、それから買い物をするという側の村民の側からの立場から広くアンケートを求めていきたいと、第1第3水曜日に待ち合いとして情報発信フロアの開放ができれば、もっと多くのバスの利用者が生まれるよということが確

実になる、あるいは共同店舗でのその買い物に結びつくというような推計がされれば  
ですね、交通体系の再構築の中でも、この部分を開放というようなことも全くないわ  
けではありませんので、こうした面から見直すことは、当然、行いたいということで  
ございます。

ですが、現状では、第1第3水曜日のバス利用者の推測と情報発信フロアの解放と  
いうことをてんびんにというか、はかりにかけて考えてみたときに、現状の利用の中  
では、このままにしておきたいと、当面、このままというのが考え方でございませ  
ぬので、よろしく申し上げます。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後1時35分 散会]